

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
行政文書の開示請求	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	大臣官房 文書課 文書管理第二係	【電話】03-3501-3719 【FAX】03-3502-7150
開示の実施の申出	行政機関の保有する情報の公開に関する法律		
保有個人情報の開示請求	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律		
開示の実施の申出	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律		
訂正請求	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律		
利用停止請求	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律		
食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条第1項	総合食料局 食品産業企画課 食品リサイクル企画係	【電話】03-6744-2066 【FAX】03-3508-2417
漁獲成績報告書又は事業成績報告書の提出	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第28条1項 <漁業法>	水産庁 資源管理部 遠洋課	【電話】03-3502-8478 【FAX】03-3591-5824
米穀の輸出入数量の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第35条及び第36条	総合食料局 食糧部 食糧貿易課貿易企画班貿易調整係	【電話】03-3502-7965 【FAX】03-3591-1692
登録検査機関からの検査実績等の報告(登録検査機関からの農産物検査の結果報告)	農産物検査法第20条第3項	総合食料局 食糧部 消費流通課 農産物検査班農産物第1係	【電話】03-6744-2078 【FAX】03-3502-5370
米穀の輸入数量の届出(個人輸入の場合)	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第35条	総合食料局 食糧部 食糧貿易課貿易企画班貿易調整係	【電話】03-3502-7965 【FAX】03-3591-1692

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
栽培中の種苗の検査の申請	植物防疫法第13条第1項	消費・安全局 植物防疫課 国内検査係	【電話】03-3502-5976 【FAX】03-3502-3386
輸入禁止品の輸入の許可申請	植物防疫法第7条第1項	消費・安全局 植物防疫課 調整係	【電話】03-3502-5978 【FAX】03-3502-3386
肥料登録有効期間更新申請	肥料取締法第12条	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
米穀の出荷又は販売の事業の廃止の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第3項	総合食料局 食糧部 消費流通課 流通班 流通調整係	【電話】03-6744-2077 【FAX】03-3502-5370
普通肥料の生産数量等の報告	肥料取締法施行規則第24条(肥料取締法)	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
指定配合肥料の生産業者又は輸入業者の届出	肥料取締法第16条の2第1項	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
農薬の登録	農薬取締法第2条第2項(法第15条の2第6項において準用する場合を含む)	消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室 検査登録係	【電話】03-3501-3965 【FAX】03-3501-3774
米穀の出荷又は販売の事業の届出事項の変更の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第2項	総合食料局 食糧部 消費流通課 流通班 流通調整係	【電話】03-6744-2077 【FAX】03-3502-5370
米麦等納付金納付申出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第34条第1項及び第45条第1項	総合食料局 食糧部 食糧貿易課貿易企画班貿易調整係	【電話】03-3502-7965 【FAX】03-3591-1692
申請による適用病害虫の範囲等の変更の登録	農薬取締法第6条の2第1項(法第15条の2第6項において準用する場合を含む)	消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室 検査登録係	【電話】03-3501-3965 【FAX】03-3501-3774
獣医師国家試験	獣医師法第16条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課動物医薬品安全専門官	【電話】03-3501-4094 【FAX】03-3502-8275

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
品種登録出願	種苗法第5条第1項	生産局 知的財産課種苗審査室登録チーム	【電話】03-3502-5967 【FAX】03-3502-6572
農薬の登録票の記載事項の変更及び書替交付申請に係る届出	農薬取締法第6条第2項	消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室 検査登録係	【電話】03-3501-3965 【FAX】03-3501-3774
水産動物の輸入の許可	水産資源保護法13条の2第1項	農林水産省動物検疫所企画連絡室企画調整課	【電話】045-751-5923 【FAX】045-754-1729
(17年改正法)登録認定機関の認定の報告事項の変更の報告	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の5第3項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
獣医師免許	獣医師法施行規則第1条<獣医師法>	消費・安全局 畜水産安全管理課国家試験係	【電話】03-3501-4094 【FAX】03-3502-8275
栽培地における輸出植物の検査の申請	植物防疫法第10条第3項	消費・安全局 植物防疫課 輸出検疫係	【電話】03-3502-5978 【FAX】03-3502-3386
(17年改正法)登録認定機関の認定の報告	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の5第3項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
米穀の出荷又は販売の事業の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第1項	総合食料局 食糧部 消費流通課 流通班 流通調整係	【電話】03-6744-2077 【FAX】03-3502-5370
土地改良財産の他目的への使用、収益等の承認	土地改良法施行令第59条	農村振興局 整備部 水資源課 施設保全管理室 企画業務班 財産管理係	【電話】03-3591-7073 【FAX】03-5521-1399
普通肥料の登録又は仮登録の失効の届出	肥料取締法第15条第1項	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
登録検査機関の登録事項の変更の届出	農産物検査法第17条第7項	総合食料局 食糧部 消費流通課 農産物検査班 農産物第1係	【電話】03-6744-2078 【FAX】03-3502-5370

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
指定医薬品、医療機器の検定	薬事法第43条第1項及び第2項	動物医薬品検査所企画連絡室企画調整課	【電話】042-321-1856 【FAX】042-321-1769
登録検査機関の業務規程の届出	農産物検査法第21条第1項	総合食料局 食糧部 消費流通課 農産物検査班 農産物第1係	【電話】03-6744-2078 【FAX】03-3502-5370
登録事項の変更	獣医師法施行規則第3条第1項<獣医師法>	消費・安全局 畜産安全管理課国家試験係	【電話】03-3501-4094 【FAX】03-3502-8275
普通肥料の輸入数量等の報告	肥料取締法施行規則第25条<肥料取締法>	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
(17年改正法)登録外国認定機関の認定の報告	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の10において準用する第17条の5第3項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
種畜証明書の書換交付	家畜改良増殖法施行令第5条<家畜改良増殖法>	生産局 畜産部 畜産振興課 家畜改良センター調整班 調整係	【電話】03-3591-3656 【FAX】03-3502-0887
普及指導員資格試験の受験申請	農業改良助長法施行規則第7条	生産局 技術普及課 資格係	【電話】03-3502-6460 【FAX】03-3597-0142
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人の登記の変更に伴う届出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第95条の規定によりなお従前の例によることとされた一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令(平成20年農林水産省令第73号)第6条の規定による廃止前の農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和26年農林省令第78号)第5条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
指定漁業の許認可	漁業法第52条、第54条第1項、第55条、第58条の2、59条	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 指定漁業第1班 第2班	【電話】03-5510-3307(指定漁業第1班) 03-6744-2363(指定漁業第2班) 【FAX】03-3501-1019
漁船登録事務取扱件数の報告	漁船法第23条	水産庁 資源管理部 管理課 漁船管理班	【電話】03-6744-2360 【FAX】03-3502-0794

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
純資産額の報告	卸売市場法第20条第1項、同法施行規則第10条	総合食料局 流通課 市場経営指導官	【電話】03-3502-5729 【FAX】03-3502-5336
商品取引員の商号、本店、支店その他の営業所の名称及び所在地、役員の氏名及び住所、その他、受託業務の開始、休止又は再会の届出、破産手続、再生手続、更正手続又は整理開始の申立、その他の届出	商品取引所法第195条第1項	総合食料局 商品取引監理官・業務係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人の業務及び財産状況の報告	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令(平成20年農林水産省令第73号)第6条の規定による廃止前の農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和26年農林省令第78号)第6条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
医薬品等の取扱数量の届出	動物用医薬品等取締規則第81条<薬事法>	動物医薬品検査所企画連絡室企画調整課	【電話】042-321-1856 【FAX】042-321-1769
相場及び取引高報告の提出	商品取引所法第112条第1項	総合食料局 商品取引監理官・市場管理係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
(17年改正法)登録認定機関による認定事業者の格付業務廃止の報告	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第47条第3項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
輸出用医薬品等の製造、輸入の届出及び届出事項変更の届出	薬事法施行令第74条	動物医薬品検査所企画連絡室審査調整課	【電話】042-321-1959 【FAX】042-321-1769
(17年改正法)登録認定機関の登録申請書の添付書類の記載事項の変更の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第44条	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明	関稅定率法施行令第63条、第64条<關稅定率法>、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令第1条	生産局 畜産部 畜産振興課 肉用牛係、乳牛係、馬係、養豚係	【電話】03-6744-2587 【FAX】03-3502-0887
国有農地又は開拓財産についての売払いの申込み	農地法第46条及び第47条並びに農地法等の一部を改正する法律附則第8条第2項及び第4項	経営局 構造改善課 開拓財産係	【電話】03-3502-6445 【FAX】03-3591-5866

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
飼料製造管理者の届出事項変更の届出	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第25条第3項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班 指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
標準製剤等の配布	動物医薬品検査所標準製剤配布規程第3条<薬事法>	動物医薬品検査所企画連絡室企画調整課	【電話】042-321-1856 【FAX】042-321-1769
事業報告書の提出	卸売市場法第28条	総合食料局 流通課 業務第一係、業務第二係、業務第三係	【電話】03-3502-5729 【FAX】03-3502-5336
種苗業者の届出	種苗法第58条第1項	生産局 知的財産課 種苗産業係	【電話】03-6744-2119 【FAX】03-3502-5301
飼料添加物の表示事項の一部省略の承認	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第2の5の(2)の注の2	消費・安全局 畜水産安全管理課	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
品種登録関係証明等の請求	種苗法第53条第1項	生産局 知的財産課種苗審査室登録チーム	【電話】03-3502-5967 【FAX】03-3502-6572
登録検査機関の登録の更新の申請	農産物検査法第18条第1項	総合食料局 食糧部 消費流通課 農産物検査班 農産物第1係	【電話】03-6744-2078 【FAX】03-3502-5370
(17年改正法)登録外国認定機関による認定事業者の格付業務廃止の報告	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第66条において準用する第47条第3項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
指定漁業の許可証の記載事項に変更を生じた場合の許可証書換交付	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第11条第1項	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 指定漁業第1班 第2班	【電話】03-5510-3307(指定漁業第1班) 03-6744-2363(指定漁業第2班) 【FAX】03-3501-1019
土地改良換地士の資格試験	土地改良法施行規則第43条の2の3	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班換地係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
輸出貨物の製造に使用する原材料である旨の証明書の交付申請	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第34条第1項、第45条第1項(関税暫定措置法施行令第2条第1項又は第2項の証明書の発給に関する省令第1条第1号又は第3号)	総合食料局 食糧部 食糧貿易課貿易企画班貿易調整係	【電話】03-3502-7965 【FAX】03-3591-1692
指定配合肥料の生産事業又は輸入事業の廃止の届出	肥料取締法第16条の2第3項後段	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
土地改良財産の改築、追加工事等の承認	土地改良法施行令第61条、第69条	農村振興局 整備部 水資源課 施設保全管理室 企画業務班 財産管理係	【電話】03-3591-7073 【FAX】03-5521-1399
中央卸売市場の(1)卸売業務の開始、休止、再開 (2)卸売業務の廃止 (3)許可の申請に係る事項の変更	卸売市場法第24条	総合食料局 流通課 業務第一係、業務第二係、業務第三係	【電話】03-3502-5729 【FAX】03-3502-5336
死亡等の届出	獣医師法施行規則第5条(獣医師法)	消費・安全局 畜水産安全管理課国家試験係	【電話】03-3501-4094 【FAX】03-3502-8275
新医薬品等の使用成績等に関する調査結果の報告	薬事法第14条の4第6項	動物医薬品検査所企画連絡室技術指導課	【電話】042-321-1862 【FAX】042-321-1769
肥料生産事業場に係る略称の届出	肥料取締法施行規則第11条第2項(肥料取締法)	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
(17年改正法)登録外国認定機関の認定の報告事項の変更の報告	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の10において準用する第17条の5第3項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
研修修了者名簿への登録の申請	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令第1条第1項	林野庁 林政部 経営課 林業労働対策室 林業事業体育成班 雇用改善係	【電話】03-3502-1629 【FAX】03-3502-1649
(17年改正法)登録認定機関、登録外国認定機関の格付実績の報告	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第80条	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
指定配合肥料の生産業者又は輸入業者の届出事項変更の届出	肥料取締法第16条の2第3項前段	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人の監事の届出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令(平成20年農林水産省令第73号)第6条の規定による廃止前の農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和26年農林省令第78号)第5条の2	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
禁止品の輸入許可の申請	家畜伝染病予防法第36条第1項	農林水産省動物検疫所企画連絡室企画調整課	【電話】045-751-5923 【FAX】045-754-1729
試験研究等の許可	漁業法施行規則第1条<漁業法>	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 指定漁業第1班 第2班	【電話】03-5510-3307(指定漁業第1班) 03-6744-2363(指定漁業第2班) 【FAX】03-3501-1019
(17年改正法)登録認定機関の業務規程の変更の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の7第1項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
肥料登録(仮登録)事項変更届及び書替交付申請	肥料取締法第13条第1項	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
(17年改正法)登録外国認定機関の登録申請書の添付書類の記載事項の変更の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第63条において準用する第44条	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
政府操作飼料の売渡条件履行確認のための報告	飼料需給安定法第6条第1項、飼料需給安定法施行規則第3条第1項	生産局 畜産部 畜産振興課 需給対策第2班 業務係	【電話】03-3591-6745 【FAX】03-3502-8294
輸入飼料の輸入申請年月日、輸入数量等の報告	飼料需給安定法施行規則第3条第2項<飼料需要安定法>	生産局 畜産部 畜産振興課 需給対策第2班 業務係	【電話】03-3591-6745 【FAX】03-3502-8294
決算速報及び仮決算速報等の報告及び資料の提出	農業協同組合法施行規則第232条第1項から第3項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
治験計画の変更届出	動物用医薬品等取締規則第206条第2項<薬事法>	動物医薬品検査所企画連絡室技術指導課	【電話】042-321-1862 【FAX】042-321-1769
登録検査機関の業務の休廃止の届出	農産物検査法第17条第8項	総合食料局 食糧部 消費流通課 農産物検査班 農産物第1係	【電話】03-6744-2078 【FAX】03-3502-5370
定款変更の認可	水産業協同組合法第92条第3項(第48条第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
財産の状況を記載した書類の提出	卸売市場法第20条第2項、同法施行規則第11条	総合食料局 流通課 市場経営指導官	【電話】03-3502-5729 【FAX】03-3502-5336
輸入植物検査を受けていない植物を含有する郵便物を受け取った者の届出	植物防疫法第8条第6項	消費・安全局 植物防疫課 調整係	【電話】03-3502-5978 【FAX】03-3502-3386
動力漁船の建造、改造及び転用の許可	漁船法第4条第3項	水産庁 資源管理部 管理課 漁船管理班	【電話】03-6744-2360 【FAX】03-3502-0794
組合の定款又は共済規程の変更の認可	漁業災害補償法第40条第2項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
農薬の生産及び輸入数量等の報告	農薬取締法施行規則第10条	消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室 安全指導係	【電話】03-3501-3965 【FAX】03-3501-3774
決算速報及び仮決算速報の提出	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第52条第1項<水産業協同組合法>	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
工事完成後の認定	漁船法第8条	水産庁 資源管理部 管理課 漁船管理班	【電話】03-6744-2360 【FAX】03-3502-0794
外国漁船の寄港の許可	外国人漁業の規制に関する法律第4条第1項	水産庁 資源管理部 管理課 操業調整班	【電話】03-3501-3880 【FAX】03-3502-0794

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
肥料生産事業場に係る略称届出事項変更の届出	肥料取締法施行規則第11条第2項<肥料取締法>	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
種苗業者の届出事項変更の届出	種苗法第58条第2項	生産局 知的財産課 種苗産業係	【電話】03-6744-2119 【FAX】03-3502-5301
育成者権等の移転等の登録	種苗法第32条	生産局 知的財産課種苗審査室登録チーム	【電話】03-3502-5967 【FAX】03-3502-6572
農業信用基金協会の定款等の変更の認可	農業信用保証保険法第45条第2項	経営局 金融調整課 農林漁業信用基金班 農業保証保険業務係	【電話】03-6744-2171 【FAX】03-3502-8081
野菜栽培用の豆の証明	野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令第1条 <関税込率法>	生産局 知的財産課 種苗産業係	【電話】03-6744-2119 【FAX】03-3502-5301
農業共済組合連合会の定款又は保険規程の変更の認可申請	農業災害補償法第43条第2項	経営局 保険監理官 団体指導係	【電話】03-3591-5009 【FAX】03-3502-5761
商品取引員の支配関係消滅又は届出事項の変更の届出	商品取引所法第196条第2項後段	総合食料局 商品取引監理官・業務係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847
会員の自己建玉等の報告	商品取引所法第112条第2項	総合食料局 商品取引監理官・市場管理係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
製造業の許可他	薬事法第13条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課薬事監視指導班 監視指導第1係	【電話】03-3502-8701 【FAX】03-3502-8275
漁船保険組合の保険約款の変更認可	漁船損害等補償法第44条の2第1項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
信用事業方法書の制定、変更及び廃止の届出	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第7条第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
農業共済組合連合会の事務費賦課額等の承認申請	農業災害補償法施行令第2条の4第3項<農業災害補償法>	経営局 保険監理官 団体事務費係	【電話】03-3591-5009 【FAX】03-3502-5761
農業共済組合連合会の事務費賦課額等変更の承認申請	農業災害補償法施行令第2条の4第3項<農業災害補償法>	経営局 保険監理官 団体事務費係	【電話】03-3591-5009 【FAX】03-3502-5761
森林組合連合会の定款変更の認可	森林組合法第109条第3項で準用する同法第61条第2項	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
構造改善計画の認定	食品流通構造改善促進法第4条	総合食料局 流通課 調整係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
農薬の登録を受けた者の地位を相続、合併等で承継した者の届出	農薬取締法第5条の2第3項	消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室 検査登録係	【電話】03-3501-3965 【FAX】03-3501-3774
業務報告書の提出(単体)	農業協同組合法第54条の2第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
業務報告書の提出(連結)	農業協同組合法第54条の2第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
業務報告書の届出	農業協同組合法施行規則第202条第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
指定漁業の許可又は起業の認可の内容変更の許可(1)総トン数の増加(2)操業区域(3)その他	漁業法第61条、指定漁業の許可及び取締りに関する省令第9条	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 指定漁業第1班 第2班	【電話】03-5510-3307(指定漁業第1班) 03-6744-2363(指定漁業第2班) 【FAX】03-3501-1019
信用事業規程の承認	農業協同組合法第11条第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
信用事業規程の変更又は廃止の承認	農業協同組合法第11条第3項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
農林債券の発行の届出	農林中央金庫法第63条	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
水産動植物の種苗の採捕・生産の届出	水産資源保護法第27条	水産庁 増殖推進部 栽培養殖課	【電話】03-3502-8489 【FAX】03-6744-2386
ひめうみがめ等の採捕の許可	水産資源保護法施行規則第1条第1項	水産庁 増殖推進部 漁場資源課	【電話】03-3503-8487 【FAX】03-3502-1682
薬物の治験計画の届出	薬事法第80条の2第2項	動物医薬品検査所企画連絡室技術指導課	【電話】042-321-1862 【FAX】042-321-1769
製造業許可証の書換え交付	薬事法施行令第12条第1項<薬事法>	消費・安全局 畜水産安全管理課薬事監視指導班 監視指導第1係	【電話】03-3502-8701 【FAX】03-3502-8275
会員商品取引所の役員又は会員の氏名等の変更の届出	商品取引所法第19条第1項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人の定款変更の認可	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第88条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第38条の規定による改正前の民法(明治29年法律第89号)第38条第2項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令(平成20年農林水産省令第73号)第6条の規定による廃止前の農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和26年農林省令第78号)第4条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
移動制限植物等の消毒の確認の申請	植物防疫法第16条の2第1項	消費・安全局 植物防疫課 国内検査係	【電話】03-3502-5976 【FAX】03-3502-3386
林業用種苗の指定配付区域外への配布申請に係る農林水産大臣の承認	林業種苗法第24条第2項	林野庁 森林整備部 研究・保全課 森林保全推進室 緑化資材班 種苗係	【電話】03-3502-8243 【FAX】03-3502-2887
漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可	漁業法第8条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)及び第136条	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 沿岸調整班	【電話】03-3502-8476 【FAX】03-3501-1019

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
登録検査機関の登録の申請	農産物検査法第17条第1項	総合食料局 食糧部 消費流通課 農産物検査班 農産物第1係	【電話】03-6744-2078 【FAX】03-3502-5370
業務報告書の提出	水産業協同組合法第92条第3項(第58条の2第1項 準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
子会社情報等の届出	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第 1項<水産業協同組合法>	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2 係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
(17年改正法)登録認定機関による認定事業者に対 する格付業務停止請求の報告	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法 律施行規則第47条第2項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
漁船に関する検査の依頼	漁船法第25条第1項	水産庁 増殖推進部 研究指導課	【電話】03-3502-8482 【FAX】03-3591-5314
年度計画の届出	独立行政法人通則法第31条第1項	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
再生利用事業に係る料金の届出	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第14 条前段	総合食料局 食品産業企画課 食品リサイクル企画係	【電話】03-6744-2066 【FAX】03-3508-2417
(17年改正法)登録外国認定機関の業務規程の変 更の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法 律第19条の10において準用する第17条の7第2項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
飼料製造管理者の氏名等の届出	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 25条第3項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班 指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特 例財団法人の定款変更の認可	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及 び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整 備等に関する法律(平成18年法律第50号)第94条第6項及び一般 社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う農林水産 省関係省令の整備に関する省令(平成20年農林水産省令第73号)第 6条の規定による廃止前の農林水産大臣の所管に属する公益法人の 設立及び監督に関する規則(昭和26年農林省令第78号)第4条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
(17年改正法)登録認定機関による認定取消しの報告	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第47条第4項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与及び退職手当支給基準の届出	独立行政法人通則法第63条第2項	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
登録検査機関の変更登録の申請	農産物検査法第19条第1項	総合食料局 食糧部 消費流通課 農産物検査班 農産物第1係	【電話】03-6744-2078 【FAX】03-3502-5370
製造販売業の許可他	薬事法第12条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課薬事監視指導班 監視指導第1係	【電話】03-3502-8701 【FAX】03-3502-8275
商品取引員の兼業業務の変更又は廃止の届出	商品取引所法第196条第1項後段	総合食料局 商品取引監理官・業務係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847
国内管理人の生産数量等の報告	肥料取締法施行規則第30条第1項<肥料取締法>	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
商品取引員の兼業業務の開始の届出	商品取引所法第196条第1項前段	総合食料局 商品取引監理官・業務係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847
農薬の製造業又は輸入業の廃止に係る届出	農薬取締法第6条第5項	消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室 検査登録係	【電話】03-3501-3965 【FAX】03-3501-3774
製造販売業許可証の書換え交付	薬事法施行令第5条第1項<薬事法>	消費・安全局 畜水産安全管理課薬事監視指導班 監視指導第1係	【電話】03-3502-8701 【FAX】03-3502-8275
信用事業規程の変更(軽微な事項)の届出	農業協同組合法第11条第4項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
肥料名称変更に基づく登録証(仮登録証)書替交付申請	肥料取締法第13条第4項	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
外国生産肥料登録有効期間更新申請	肥料取締法第33条の2第6項	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
漁業調整規則及び内水面漁業調整規則の認可	漁業法第65条第7項及び水産資源法第4条第7項	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 沿岸調整班	【電話】03-3502-8476 【FAX】03-3501-1019
種畜証明書の再交付	家畜改良増殖法施行令第6条<家畜改良増殖法>	生産局 畜産部 畜産振興課 家畜改良センター調整班 調整係	【電話】03-3591-3656 【FAX】03-3502-0887
土地改良区役員の就任又は退任に係る氏名及び住所の届出	土地改良法第18条第16項前段(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・ 利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
換地計画の認可	独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第3項	農村振興局 整備部 農村整備官 (農村振興局 整備部 農地資源課 特定地域第1係)	【電話】03-6744-2207
役員の任命の届出	独立行政法人通則法第20条第4項	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
会計規程の届出	独立行政法人通則法第49条	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
商品取引員の支配関係の発生の届出	商品取引所法第196条第2項前段	総合食料局 商品取引監理官・業務係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847
外国生産肥料の登録又は仮登録の失効の届出	肥料取締法第33条の2第6項	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
定款変更の認可	水産業協同組合法第48条第2項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
許可事項変更の報告	漁船法第4条第9項	水産庁 資源管理部 管理課 漁船管理班	【電話】03-6744-2360 【FAX】03-3502-0794

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
再生利用事業を行う事業場の登録の申請	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条第1項	総合食料局 食品産業企画課 食品リサイクル企画係	【電話】03-6744-2066 【FAX】03-3508-2417
三条資格者による国営土地改良事業の施行申請	土地改良法第85条第8項	農村振興局 整備部 土地改良企画課土地改良事業指導班指導第1係	【電話】03-6744-2191 【FAX】03-3501-4950
相続又は法人の合併により指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者の届出	漁業法第62条、指定漁業の許可及び取締りに関する省令第10条	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 指定漁業第1班 第2班	【電話】03-5510-3307(指定漁業第1班) 03-6744-2363(指定漁業第2班) 【FAX】03-3501-1019
財務諸表の承認	独立行政法人通則法第38条第1項	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
商品取引所の業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更の認可	商品取引所法第156条第1項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
国内管理人による農薬の製造数量及び譲渡先別譲渡数量の報告	農薬取締法施行規則第14条	消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室 安全指導係	【電話】03-3501-3965 【FAX】03-3501-3774
相続(合併、分割)に基づく肥料登録証(仮登録証)の書替交付申請	肥料取締法第13条第2項	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
飼料の表示事項の一部省略の承認	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令第1の1の(5)のイの(注)の3	消費・安全局 畜水産安全管理課	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
土地改良事業団体連合会の定款変更の認可	土地改良法第111条の16第3項	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
特定朝食シリアル製造に使用する原材料である旨の証明書の交付申請	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第34条第1項(関税暫定措置法施行令第2条第1項又は第2項の証明書の発給に関する省令第1条)	総合食料局 食糧部 食糧貿易課貿易企画班貿易調整係	【電話】03-3502-7965 【FAX】03-3591-1692
構造改善計画の変更の認定	食品流通構造改善促進法第5条	総合食料局 流通課 調整係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
商品投資顧問業者の業務の種類及び方法等の変更の認可(うち 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第11条第1項第1号(農林水産関係商品投資顧問業)に規定する業者の場合)	商品投資に係る事業の規制に関する法律第9条	総合食料局 商品取引監理官・投資業務係	【電話】03-6744-2245 【FAX】03-3502-6847
商品投資顧問業者の業務報告書の提出(うち 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第11条第1項第1号(農林水産関係商品投資顧問業)に規定する業者の場合)	商品投資顧問業者の業務に関する省令第11条第4項	総合食料局 商品取引監理官・投資業務係	【電話】03-6744-2245 【FAX】03-3502-6847
肥料登録証(仮登録証)再交付申請	肥料取締法第13条第3項	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
漁船保険組合の定款の変更認可	漁船損害等補償法第44条第2項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
異分野連携新事業分野開拓計画の認定	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条第1項	総合食料局 食品産業企画課 振興係	【電話】03-3502-8246 【FAX】03-3508-2417
再生利用事業計画の認定の申請	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第18条第1項	総合食料局 食品産業企画課 食品リサイクル企画係	【電話】03-6744-2066 【FAX】03-3508-2417
医薬品等の依頼試験検査	動物医薬品検査所依頼試験検査規程第4条<薬事法>	動物医薬品検査所企画連絡室企画調整課	【電話】042-321-1856 【FAX】042-321-1769
鉱工業技術研究組合の事業計画及び収支予算書の届出	鉱工業技術研究組合法第12条第1項	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 産学連携調整第1係	【電話】03-3502-5530 【FAX】03-3593-2209
漁船に関する設計及び試験の依頼	漁船法第27条	水産庁 増殖推進部 研究指導課	【電話】03-3502-8482 【FAX】03-3591-5314

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人の清算中に就職した清算人の届出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第95条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第38条の規定による改正前の民法(明治29年法律第89号)第72条第2項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令(平成20年農林水産省令第73号)第6条の規定による廃止前の農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和26年農林省令第78号)第8条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人の清算人及び解散の届出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第95条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第38条の規定による改正前の民法(明治29年法律第89号)第77条及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令(平成20年農林水産省令第73号)第6条の規定による廃止前の農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和26年農林省令第78号)第9条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
繊維製品染色糊の製造に使用する原材料である旨の証明書交付申請	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第34条第1項(関税暫定措置法施行令第2条第1項又は第2項の証明書の発給に関する省令第1条)	総合食料局 食糧部 食糧貿易課貿易企画班貿易調整係	【電話】03-3502-7965 【FAX】03-3591-1692
農業協同組合又は連合会の定款変更の認可の申請	農業協同組合法第44条第2項	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082
公益信託の事業計画書及び収支予算書の提出	農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第5条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
公益信託の事業概況報告書等の提出	農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第6条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
再生利用事業の登録事項の変更の届出	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条第5項前段	総合食料局 食品産業企画課 食品リサイクル企画係	【電話】03-6744-2066 【FAX】03-3508-2417
商品取引所の定款の変更の認可	商品取引所法第155条第1項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
外国製造農薬の登録	農薬取締法第15条の2第6項	消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室 検査登録係	【電話】03-3501-3965 【FAX】03-3501-3774

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
臨床研修の実績報告	獣医師法第16条の3	消費・安全局 畜水産安全管理課獣医事監視指導係	【電話】03-3501-4094 【FAX】03-3502-8275
土地改良区連合の役員の就任又は退任に係る氏名及び住所の届出	土地改良法第84条(第18条第16項前段準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
鉱工業技術研究組合の決算関係書類の提出	鉱工業技術研究組合法第16条(中小企業等協同組合法第105条の2第1項準用)	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 産学連携調整第1係	【電話】03-3502-5530 【FAX】03-3593-2209
あざらし及びおっとせいの猟獲の許可	指定漁業の許可及び取締等に関する省令第79条<漁業法>	水産庁 資源管理部 遠洋課	【電話】03-3502-8478 【FAX】03-3591-5824
(17年改正法)登録認定機関の事業所の変更の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の6第1項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
回収の報告	薬事法第77条の4の3	消費・安全局 畜水産安全管理課薬事監視指導班 安全指導係	【電話】03-3502-8701 【FAX】03-3502-8275
出願者の名義変更	種苗法第7条	生産局 知的財産課種苗審査室登録チーム	【電話】03-3502-5967 【FAX】03-3502-6572
許可事項変更の許可	漁船法第4条第6項	水産庁 資源管理部 管理課 漁船管理班	【電話】03-6744-2360 【FAX】03-3502-0794
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人の清算結了の届出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第95条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第38条の規定による改正前の民法(明治29年法律第89号)第83条及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令(平成20年農林水産省令第73号)第6条の規定による廃止前の農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和26年農林省令第78号)第10条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
(17年改正法)登録認定機関の登録の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第16条第1項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
国内管理人の変更の届出	農薬取締法第15条の2第3項	消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室 検査登録係	【電話】03-3501-3965 【FAX】03-3501-3774
土地改良区の定款変更の認可	土地改良法第30条第2項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
土地改良財産の滅失又は損傷の報告	土地改良法施行令第60条、第69条	農村振興局 整備部 水資源課 施設保管理室 企画業務班 財産管理係	【電話】03-3591-7073 【FAX】03-5521-1399
信用事業規程の軽微な変更の届出	水産業協同組合法第92条第1項(第11条の4第4項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
許可証の返納ができない場合の理由の届出	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第14条第2項	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 指定漁業第1班 第2班	【電話】03-5510-3307(指定漁業第1班) 03-6744-2363(指定漁業第2班) 【FAX】03-3501-1019
業務方法書の認可	独立行政法人通則法第28条第1項	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
中期計画の認可	独立行政法人通則法第30条第1項	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
中期目標に係る事業報告書の提出	独立行政法人通則法第33条	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
商品取引清算機関の変更の届出	商品取引所法第171条	総合食料局 商品取引監理官・市場管理係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
(17年改正法)登録認定機関の業務規程の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の7第1項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)登録外国認定機関の登録の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の8	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
(17年改正法)登録外国認定機関の業務規程の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の10において準用する第17条の7第1項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
肥料仮登録有効期間更新申請	肥料取締法第12条	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
経営改善計画の認定	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第4条	水産庁 漁政部 水産経営課 企画調整班 企画調整係	【電話】03-3502-8418 【FAX】03-3591-1180
信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可	水産業協同組合法第92条第3項(第54条の2第3項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第1係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
公益信託の受託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員の氏名、住所等の変更の届出	農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第27条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
役員の報酬等の支給基準の届出	独立行政法人通則法第52条第2項、第62条	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
米穀価格形成センターの役員の選任及び解任の認可	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第25条第1項	総合食料局 食糧部 計画課・調査第三係	【電話】03-3502-7831 【FAX】03-3502-8291
商品取引員等の特定業務の届出	商品取引所法第196条第3項前段	総合食料局 商品取引監理官・業務係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847
商品取引員等の特定業務の届出事項の変更の届出	商品取引所法第196条第3項後段	総合食料局 商品取引監理官・業務係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847
移動制限植物等の検査の申請	植物防疫法第16条の2第1項	消費・安全局 植物防疫課 国内検査係	【電話】03-3502-5976 【FAX】03-3502-3386
移動禁止植物等の移動許可申請	植物防疫法第16条の3第1項	消費・安全局 植物防疫課 国内検査係	【電話】03-3502-5976 【FAX】03-3502-3386

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
家畜の種類別に行う家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会開催者の指定の申請	家畜改良増殖法施行規則第21条<家畜改良増殖法>	生産局 畜産部 畜産振興課 個体識別システム活用班	【電話】03-6744-2276 【FAX】03-3502-0887
農業協同組合又は連合会の共済規程の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11条の7第3項	経営局 協同組織課 共済班	【電話】03-3501-7401 【FAX】03-3502-8082
農林中央金庫の国内における従たる事務所の設置、移転、廃止の届出	農林中央金庫法第3条第3項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
財産の処分等に係る認可	独立行政法人通則法第48条第1項	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
職員の給与の支給基準の届出	独立行政法人通則法第57条第2項	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
職員の勤務時間等の規程の届出	独立行政法人通則法第58条第1項	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
業務規程に規定する事項等の変更の認可	卸売市場法第11条第1項	総合食料局 流通課 施設整備係	【電話】03-6744-2059 【FAX】03-3502-5336
卸売業者たる法人の合併の認可	卸売市場法第21条第2項	総合食料局 流通課 業務第一係、業務第二係、業務第三係	【電話】03-3502-5729 【FAX】03-3502-5336
再生利用事業の廃止の届出	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条第5項後段	総合食料局 食品産業企画課 食品リサイクル企画係	【電話】03-6744-2066 【FAX】03-3508-2417
商品取引員の許可	商品取引所法第190条第1項	総合食料局 商品取引監理官・業務係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
(17年改正法)登録認定機関の地位の承継の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の4第2項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)登録認定機関の業務の休止の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の8第1項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
指定医薬品、医療機器の再検定	薬事法第43条第1項及び第2項	動物医薬品検査所企画連絡室企画調整課	【電話】042-321-1856 【FAX】042-321-1769
受験資格の認定	獣医師法第12条第1項第2号及び第2項	消費・安全局 畜水産安全管理課動物医薬品安全 専門官	【電話】03-3501-4094 【FAX】03-3502-8275
指定法人の業務実施規程の承認・変更の承認	果樹農業振興特別措置法第4条の5第1項	生産局 生産流通振興課 生産専門官	【電話】03-3502-5957 【FAX】03-3502-0889
指定法人の事業計画、収支予算の承認・変更の承認	果樹農業振興特別措置法第4条の6第1項	生産局 生産流通振興課 生産専門官	【電話】03-3502-5957 【FAX】03-3502-0889
信用事業の譲渡又は譲受けの認可	農業協同組合法第50条の2第3項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
全部事業譲渡終了の届出	農業協同組合法第50条の2第7項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
農事組合法人の定款変更の届出	農業協同組合法第72条の13第2項	経営局 協同組織課 組織第2係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
農林中央金庫の定款の変更の認可	農林中央金庫法第49条第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
事業譲渡の認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第27条	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
事業譲渡の実行の届出	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第27条	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
農業共済組合連合会の定款又は保険規程の変更の届出	農業災害補償法第43条第4項	経営局 保険監理官 団体指導係	【電話】03-3591-5009 【FAX】03-3502-5761
組合等の諸届出	農業協同組合法第97条の2	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
事業実施計画等の変更認可	独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第3項	農村振興局 整備部 農村整備官 (農村振興局 整備部 農地資源課 特定地域第1係)	【電話】03-6744-2207
鉱工業技術研究組合の定款変更認可	鉱工業技術研究組合法第10条第1項	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 産学連携調整第1係	【電話】03-3502-5530 【FAX】03-3593-2209
森林施業計画の認定	森林法第11条第4項	林野庁 森林整備部 計画課 森林計画指導班 施工企画係	【電話】03-6744-2300 【FAX】03-3593-9565
地すべり防止区域内における行為の許可	地すべり等防止法第18条第1項	林野庁 森林整備部 治山課 地すべり係	【電話】03-3502-8208 【FAX】03-3503-6499
信用供与等限度額を超える信用供与等の特例の承認	水産業協同組合法第92条第1項(第11条の11第1項ただし書準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第1係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
建造等をするべき期間の延長の許可	漁船法第6条第2項	水産庁 資源管理部 管理課 漁船管理班	【電話】03-6744-2360 【FAX】03-3502-0794
目的積立金の承認	独立行政法人通則法第44条第3項	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
短期借入金の借換の認可	独立行政法人通則法第45条第2項	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
常勤職員数の報告	独立行政法人通則法第60条第1項	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
米穀価格形成センターの名称等の変更の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第18条第3項	総合食料局 食糧部 計画課・調査第三係	【電話】03-3502-7831 【FAX】03-3502-8291
米穀価格形成センターの業務規程の変更の認可	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第20条第1項後段	総合食料局 食糧部 計画課・調査第三係	【電話】03-3502-7831 【FAX】03-3502-8291
米穀価格形成センターの事業計画及び収支予算の認可	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第24条第1項前段	総合食料局 食糧部 計画課・調査第三係	【電話】03-3502-7831 【FAX】03-3502-8291
米穀価格形成センターの事業報告書及び収支決算書の提出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第24条第2項	総合食料局 食糧部 計画課・調査第三係	【電話】03-3502-7831 【FAX】03-3502-8291
食品流通構造改善促進機構の名称、住所又は所在地の変更の届出	食品流通構造改善促進法第11条第3項、同施行規則第2条	総合食料局 流通課 指導係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
債務保証業務に係る業務規程の変更の認可	食品流通構造改善促進法第14条、同法施行規則第4条	総合食料局 流通課 資産係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
食品流通構造改善促進機構の事業計画及び収支予算の認可	食品流通構造改善促進法第15条第1項前段、同施行規則第5条第1項	総合食料局 流通課 指導係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
食品流通構造改善促進機構の事業計画及び収支予算の変更の認可	食品流通構造改善促進法第15条第1項後段、同施行規則第6条	総合食料局 流通課 指導係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
食品流通構造改善促進機構の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の承認	食品流通構造改善促進法第15条第2項、同法施行規則第7条	総合食料局 流通課 指導係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
卸売業者たる法人の分割の認可	卸売市場法第21条第2項	総合食料局 流通課 業務第一係、業務第二係、業務第三係	【電話】03-3502-5729 【FAX】03-3502-5336

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
合併等の場合の課税の特例に係る認定	卸売市場法第73条	総合食料局 流通課 整備計画係	【電話】03-6744-2059 【FAX】03-3502-5336
経営革新計画の承認	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項	総合食料局 食品産業企画課 振興係	【電話】03-3502-8246 【FAX】03-3508-2417
異分野連携新事業分野開拓計画の変更の認定	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第12条第1項	総合食料局 食品産業企画課 振興係	【電話】03-3502-8246 【FAX】03-3508-2417
再生利用事業計画の変更の認定の申請	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条第1項	総合食料局 食品産業企画課 食品リサイクル企画係	【電話】03-6744-2066 【FAX】03-3508-2417
商品取引清算機関の定款又は業務方法書の変更の認可	商品取引所法第182条	総合食料局 商品取引監理官・市場管理係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
商品投資顧問業者の廃業等の届出(うち 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第11第1項第1号(農林水産関係商品投資顧問業)に規定する業者の場合)	商品投資に係る事業の規制に関する法律第11条第1項	総合食料局 商品取引監理官・投資業務係	【電話】03-6744-2245 【FAX】03-3502-6847
事業計画書等の提出	地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第3条第1項	総合食料局 流通課 指導係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
(17年改正法)登録外国認定機関の地位の承継の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の10において準用する第17条の4第2項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)登録外国認定機関の事業所の変更の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の10において準用する第17条の6第1項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
国内管理人の変更等の届出	肥料取締法第33条の2第3項	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
特定飼料等の製造業者の登録	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第7条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
製造販売業許可証の再交付	薬事法施行令第6条第1項<薬事法>	消費・安全局 畜水産安全管理課薬事監視指導班監視指導第1係	【電話】03-3502-8701 【FAX】03-3502-8275
植物又は輸入禁止品を植物を含有してはいけないと定められた郵便物として受け取った者の届出	植物防疫法第6条第5項	消費・安全局 植物防疫課 調整係	【電話】03-3502-5978 【FAX】03-3502-3386
移動制限植物等の移動許可申請	植物防疫法施行規則第35条の3第1項	消費・安全局 植物防疫課 国内検査係	【電話】03-3502-5976 【FAX】03-3502-3386
高性能農業機械実用化促進事業に関する計画の変更の認定申請	農業機械化促進法第5条の6第1項	生産局 農業生産支援課 機械開発・安全指導班開発促進係	【電話】03-6744-2111 【FAX】03-6744-2523
指定法人の事業報告書・収支決算書の受理	果樹農業振興特別措置法第4条の6第2項	生産局 生産流通振興課 生産専門官	【電話】03-3502-5957 【FAX】03-3502-0889
異性化糖製造の廃止、休止の届出	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第18条第1項後段	生産局 生産流通振興課 輸入でん粉係	【電話】03-3501-3814 【FAX】03-3593-2608
異性化糖製造者の届出事項の変更の届出	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第18条第2項	生産局 生産流通振興課 輸入でん粉係	【電話】03-3501-3814 【FAX】03-3593-2608
価格騰貴時等に行う指定乳製品等の輸入の承認	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法13条2項	生産局 畜産部 牛乳乳製品課 需給班 需給係	【電話】03-6744-2127 【FAX】03-3506-9578
家畜登録規程変更の承認	家畜改良増殖法第32条の2第3項	生産局 畜産部 畜産振興課 肉用牛係、乳牛係、馬係、養豚係	【電話】03-6744-2587 【FAX】03-3502-0887
普及指導員資格試験の受験資格の認定	農業改良助長法施行規則第5条第3項	生産局 技術普及課 資格係	【電話】03-3502-6460 【FAX】03-3597-0142

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
農地保有合理化支援法人の債務保証に係る業務規程の変更の認可	農業経営基盤強化促進法第11条の5第1項	経営局 経営政策課 保有合理化第2係	【電話】03-6744-2143 【FAX】03-3502-6007
農地保有合理化支援法人の事業計画及び収支予算の認可	農業経営基盤強化促進法第11条の6第1項	経営局 経営政策課 保有合理化第2係	【電話】03-6744-2143 【FAX】03-3502-6007
農地保有合理化支援法人の事業報告書及び収支決算書の提出	農業経営基盤強化促進法第11条の6第2項	経営局 経営政策課 保有合理化第2係	【電話】03-6744-2143 【FAX】03-3502-6007
強制競売の特例に係る買取申し出	農地法第22条第1項	経営局 構造改善課 自作農財産企画係	【電話】03-6744-2155 【FAX】03-3591-5866
全国農業会議所の定款の大臣による変更認可	農業委員会等に関する法律第74条第2項	経営局 構造改善課 農業委員会係	【電話】03-6744-2152 【FAX】03-3592-6248
農事組合法人の解散の届出	農業協同組合法第72条の17第2項	経営局 協同組織課 組織第2係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
農事組合法人の清算終了の届出	農業協同組合法第73条第4項(民法第83条)	経営局 協同組織課 組織第2係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合中央会の監査規程の変更の承認の申請	農業協同組合法第73条の26第3項	経営局 協同組織課 経営企画第3係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
農林中央金庫の資本金の増加の届出	農林中央金庫法第4条第4項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
業務報告書の提出(単体)	農林中央金庫法第80条第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
業務報告書の提出(連結)	農林中央金庫法第80条第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
基本方針の届出	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第4条第6項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
指定支援法人の事業計画書及び収支予算書の認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第36条第1項前段	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
指定支援法人の事業報告書及び収支決算書の提出	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第36条第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
賦課金等の滞納処分の認可	土地改良法第39条第5項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
土地改良区合併の認可	土地改良法第72条第2項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
総会の議決による土地改良区連合の解散の認可	土地改良法第84条(第67条第2項準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
事業実施計画の認可	独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第3項	農村振興局 整備部 農村整備官(農村振興局 整備部 農地資源課 特定地域第1係)	【電話】03-6744-2207
配分の申請	土地改良法第94条の8第2項・3項(第124条)	農村振興局 整備部 農地資源課 保全対策第2係	【電話】03-3502-6256
使用処分計画の変更承認	土地改良法第94条の8の2第4項(第124条)	農村振興局 整備部 農地資源課 保全対策第2係	【電話】03-3502-6256
鉱工業技術研究組合の事業計画及び収支予算書の変更の届出	鉱工業技術研究組合法第12条第2項	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 産学連携調整第1係	【電話】03-3502-5530 【FAX】03-3593-2209
鉱工業技術研究組合の解散届	鉱工業技術研究組合法第16条(中小企業等協同組合法第62条第2項準用)	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 産学連携調整第1係	【電話】03-3502-5530 【FAX】03-3593-2209

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
森林施業計画の変更認定	森林法第12条第3項	林野庁 森林整備部 計画課 森林計画指導班 施工企画係	【電話】03-6744-2300 【FAX】03-3593-9565
森林施業計画に係る森林の伐採等の届出	森林法第15条	林野庁 森林整備部 計画課 森林計画指導班 施工企画係	【電話】03-6744-2300 【FAX】03-3593-9565
国土緑化推進機構の運営協議会委員の任命に係る認可申請	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第15条(第7条第3項)	林野庁 森林整備部 研究・保全課 森林保全推進室 緑化推進班 緑化企画係	【電話】03-3502-8243 【FAX】03-3502-2887
国土緑化推進機構の事業計画書及び収支予算書の提出	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第15条(第8条第1項)	林野庁 森林整備部 研究・保全課 森林保全推進室 緑化推進班 緑化企画係	【電話】03-3502-8243 【FAX】03-3502-2887
国土緑化推進機構の事業計画書及び収支予算書の変更の提出	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第15条(第8条第1項)	林野庁 森林整備部 研究・保全課 森林保全推進室 緑化推進班 緑化企画係	【電話】03-3502-8243 【FAX】03-3502-2887
国土緑化推進機構の事業報告書及び収支決算書の提出	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第15条(第8条第2項)	林野庁 森林整備部 研究・保全課 森林保全推進室 緑化推進班 緑化企画係	【電話】03-3502-8243 【FAX】03-3502-2887
国土緑化推進機構の緑の募金実施計画の届出	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第22条(第19条)	林野庁 森林整備部 研究・保全課 森林保全推進室 緑化推進班 緑化企画係	【電話】03-3502-8243 【FAX】03-3502-2887
国土緑化推進機構の緑の募金実施結果の届出	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第22条(第21条)	林野庁 森林整備部 研究・保全課 森林保全推進室 緑化推進班 緑化企画係	【電話】03-3502-8243 【FAX】03-3502-2887
木材安定供給確保支援法人の事業計画及び収支予算の認可	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第21条第1項前段	林野庁 林政部 木材利用課 需給情報班	【電話】03-6744-2299 【FAX】03-3502-0305
木材安定供給確保支援法人の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の承認	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第21条第2項	林野庁 林政部 木材利用課 需給情報班	【電話】03-6744-2299 【FAX】03-3502-0305
さく河魚類の通路の設置に関する承認	水産資源保護法第23条第3項	水産庁 増殖推進部 栽培養殖課 さけ・ます係	【電話】03-3502-8489 【FAX】03-6744-2386

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
整備計画の認定	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第6条	水産庁 漁政部 企画課 水産業体質強化推進室 整備班 整備企画係	【電話】03-6744-2341 【FAX】03-3501-5097
監査規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第87条の2第1項後段	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
連結業務報告書の提出	水産業協同組合法第92条第3項(第58条の2第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
水産加工業協同組合連合会の定款変更の認可	水産業協同組合法第100条第3項(第48条第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
共済水産業協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第100条の8第1項(第15条の2第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 事業係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
共済水産業協同組合連合会の定款変更の認可	水産業協同組合法第100条の8第3項(第48条第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 事業係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
水産業協同組合監査士の試験課目、方法、受験資格の承認	水産業協同組合法施行規則第230条第3項<水産業協同組合法>	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
定款又は業務方法書の変更の認可(定款)	中小漁業融資保証法第38条第2項	水産庁 漁政部 水産経営課 金融第2班 保証保険第2係	【電話】03-6744-2346 【FAX】03-3591-1180
漁港施設財産の改築等の承認	漁港漁場整備法施行令第12条	水産庁 漁港漁場整備部 計画課	【電話】03-3502-8492 【FAX】03-3581-0326
組合の合併の認可	漁業災害補償法第51条第2項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
連合会の定款又は共済規程変更の認可	漁業災害補償法第67条第2項において準用する第40条第2項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
漁船保険振興勘定の収支予算の認可	漁船損害等補償法第137条の2第2項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
漁船保険振興勘定の収支決算書の承認	漁船損害等補償法第137条の2第3項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
事業報告書等の提出	漁船損害等補償法第137条の7	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
小型鯨体処理場の使用の許可等	指定漁業の許可及び取締等に関する省令第44条第1項<漁業法>	水産庁 資源管理部 遠洋課	【電話】03-3502-8478 【FAX】03-3591-5824
公益信託の信託管理人の選任請求書の提出	信託法第123条第4項、第258条第6項及び公益信託法第8条、農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第22条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
公益信託の受託者解任請求書の提出	信託法第58条第4項及び公益信託法第8条、農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第15条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
公益信託の新受託者の選任請求書の提出	信託法第62条第4項及び公益信託法第8条、農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第16条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
公益信託の引受けの許可	公益信託法第2条第1項、農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第2条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
公益信託の信託条項の変更の認可	公益信託法第6条、農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第8条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
公益信託の受託者の辞任の許可	公益信託法第7条、農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第13条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
公益信託の財産移転の報告	農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第4条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
公益信託の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第5条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
公益信託の信託終了報告書の提出	農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第30条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
独立行政法人の設立準備完了の届出	独立行政法人通則法第15条第2項	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
役員の解任の届出	独立行政法人通則法第23条第4項	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
短期借入金の認可	独立行政法人通則法第45条第1項	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
違法行為等の是正の措置内容の報告	独立行政法人通則法第65条第2項	大臣官房 文書課 法人第一係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人の清算中に就職した清算人の届出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第95条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第38条の規定による改正前の民法(明治29年法律第89号)第77条及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令(平成20年農林水産省令第73号)第6条の規定による廃止前の農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和26年農林省令第78号)第9条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人の解散命令による解散の際に就職した清算人の届出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第95条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第38条の規定による改正前の民法(明治29年法律第89号)第77条及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令(平成20年農林水産省令第73号)第6条の規定による廃止前の農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和26年農林省令第78号)第9条	大臣官房 文書課 法人第二係	【電話】03-6744-2004 【FAX】03-3502-4185
特定国内種事業の届出	絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律第30条第1項	大臣官房 環境バイオマス政策課 生物多様性保全係	【電話】03-6744-2016 【FAX】03-3591-6640

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
特定国内種事業の変更又は廃止の届出	絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律第30条第3項	大臣官房 環境バイオマス政策課 生物多様性保全係	【電話】03-6744-2016 【FAX】03-3591-6640
事業者からの第二種事業に係る概要の届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知	環境影響評価法第4条第1項及び第4条第3項	大臣官房 環境バイオマス政策課 自然再生推進調整係	【電話】03-6744-2016 【FAX】03-3591-6640
事業者からの事業内容変更後の第二種事業の概要の届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知	環境影響評価法第4条第4項	大臣官房 環境バイオマス政策課 自然再生推進調整係	【電話】03-6744-2016 【FAX】03-3591-6640
第二種事業について、判定によらず手続を行うこととした旨の通知の受理	環境影響評価法第4条第6項	大臣官房 環境バイオマス政策課 自然再生推進調整係	【電話】03-6744-2016 【FAX】03-3591-6640
方法書について、住民意見書の受理(国直轄事業)	環境影響評価法第8条第1項、第9条第1項	大臣官房 環境バイオマス政策課 自然再生推進調整係	【電話】03-6744-2016 【FAX】03-3591-6640
アセス実施に際して、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出の受理及び当該書面の交付	環境影響評価法第11条第2項	大臣官房 環境バイオマス政策課 自然再生推進調整係	【電話】03-6744-2016 【FAX】03-3591-6640
準備書について、住民意見書の受理(国直轄事業)	環境影響評価法第18条第1項、第19条第1項	大臣官房 環境バイオマス政策課 自然再生推進調整係	【電話】03-6744-2016 【FAX】03-3591-6640
対象事業内容を修正する場合の第二種事業に係る届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知	環境影響評価法第29条第1項	大臣官房 環境バイオマス政策課 自然再生推進調整係	【電話】03-6744-2016 【FAX】03-3591-6640
事業内容の廃止・修正等後、アセスの必要が無くなった旨の通知の受理	環境影響評価法第30条第1項	大臣官房 環境バイオマス政策課 自然再生推進調整係	【電話】03-6744-2016 【FAX】03-3591-6640
農業協同組合若しくは連合会又は中央会の業務又は会計の検査の請求	農業協同組合法第94条第1項	大臣官房 協同組合検査部	【電話】03-3502-6386 【FAX】03-3508-2256
会員からの検査請求	農業信用保証保険法第56条1項	大臣官房 協同組合検査部	【電話】03-3502-6386 【FAX】03-3508-2256

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
米穀価格形成センターの指定の申請	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第18条第1項	総合食料局 食糧部 計画課・調査第三係	【電話】03-3502-7831 【FAX】03-3502-8291
米穀価格形成センターの業務規程の認可	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第20条第1項前段	総合食料局 食糧部 計画課・調査第三係	【電話】03-3502-7831 【FAX】03-3502-8291
米穀価格形成センターによる売買取引の制限の報告	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第22条第3項	総合食料局 食糧部 計画課・調査第三係	【電話】03-3502-7831 【FAX】03-3502-8291
米穀価格形成センターの事業計画及び収支予算の変更の認可	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第24条第1項後段	総合食料局 食糧部 計画課・調査第三係	【電話】03-3502-7831 【FAX】03-3502-8291
国際観光ホテルにおいて使用する小麦粉である旨の証明書の交付申請	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第45条第1項(関税暫定措置法施行令第2条第1項又は第2項の証明書の発給に関する省令第1条)	総合食料局 食糧部 食糧貿易課貿易企画班貿易調整係	【電話】03-3502-7965 【FAX】03-3591-1692
食品流通構造改善促進機構の会計規程の基本的事項の制定、変更の承認	食品流通構造改善促進法施行規則第10条2項	総合食料局 流通課 指導係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
食品流通構造改善促進機構の会計規程の制定、変更の届出	食品流通構造改善促進法施行規則第10条3項	総合食料局 流通課 指導係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
食品流通構造改善促進機構の指定	食品流通構造改善促進法第11条第1項、同施行規則第1条第1項	総合食料局 流通課 指導係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
食品流通構造改善促進機構の業務の委託の認可の申請	食品流通構造改善促進法第13条、同法施行規則第3条第1項	総合食料局 流通課 資産係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
債務保証業務に係る業務規程の認可	食品流通構造改善促進法第14条、同法施行規則第4条	総合食料局 流通課 資産係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
食品流通構造改善促進機構の業務若しくは資産の状況の報告	食品流通構造改善促進法第18条	総合食料局 流通課 指導係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
中央卸売市場の開設の認可	卸売市場法第9条第1項	総合食料局 流通課 施設整備係	【電話】03-6744-2059 【FAX】03-3502-5336
開設者の地位の承継の認可	卸売市場法第13条の3第1項、同法施行規則第3条	総合食料局 流通課 施設整備係	【電話】03-6744-2059 【FAX】03-3502-5336
中央卸売市場の廃止の認可	卸売市場法第14条第1項	総合食料局 流通課 施設整備係	【電話】03-6744-2059 【FAX】03-3502-5336
中央卸売市場における卸売業務の許可	卸売市場法第15条第1項	総合食料局 流通課 業務第一係、業務第二係、業務第三係	【電話】03-3502-5729 【FAX】03-3502-5336
卸売業者の純資産額が基準額以上の額となった申出	卸売市場法第19条第3項	総合食料局 流通課 市場経営指導官	【電話】03-3502-5729 【FAX】03-3502-5336
中央卸売市場卸売業者の事業譲渡の認可	卸売市場法第21条第1項	総合食料局 流通課 業務第一係、業務第二係、業務第三係	【電話】03-3502-5729 【FAX】03-3502-5336
電子計算機利用経営管理計画の認定	中小小売商業振興法第4条第4項、電子計算機利用経営管理計画及び連鎖化事業計画認定規則第1条	総合食料局 流通課 指導係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
連鎖化事業計画の認定	中小小売商業振興法第4条第5項、電子計算機利用経営管理計画及び連鎖化事業計画認定規則第3条	総合食料局 流通課 指導係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
認定計画の変更	中小小売商業振興法施行令第9条、電子計算機利用経営管理計画及び連鎖化事業計画認定規則第2条、第4条	総合食料局 流通課 指導係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
経営革新計画の変更の承認	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第1項	総合食料局 食品産業企画課 振興係	【電話】03-3502-8246 【FAX】03-3508-2417
経営基盤強化計画の承認	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第16条第1項	総合食料局 食品産業企画課 振興係	【電話】03-3502-8246 【FAX】03-3508-2417

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
経営基盤強化計画の変更の承認	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項	総合食料局 食品産業企画課 振興係	【電話】03-3502-8246 【FAX】03-3508-2417
再生利用事業の登録の更新の申請	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条第2項	総合食料局 食品産業企画課 食品リサイクル企画係	【電話】03-6744-2066 【FAX】03-3508-2417
再生利用事業に係る料金の変更の届出	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第14条後段	総合食料局 食品産業企画課 食品リサイクル企画係	【電話】03-6744-2066 【FAX】03-3508-2417
会員商品取引所の設立の許可	商品取引所法第9条	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
会員商品取引所の成立の届出	商品取引所法第16条第2項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
会員商品取引所の総会の招集の承認	商品取引所法第59条第7項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
会員商品取引所の一部商品市場の閉鎖による定款変更の認可申請	商品取引所法第70条	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
会員商品取引所の合併の認可	商品取引所法第76条第1項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
会員商品取引所の解散の届出	商品取引所法第76条第2項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
株式会社商品取引所の許可	商品取引所法第78条	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
株式会社取引所の役員又は会員の氏名等の変更の届出	商品取引所法第85条第1項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
株式会社取引所の資本の減少の認可等	商品取引所法第88条	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
株式会社取引所の許可の失効	商品取引所法第94条第2項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
株式会社取引所の一部商品市場の閉鎖による定款変更の認可申請	商品取引所法第95条	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
株式会社取引所の解散の認可	商品取引所法第96条第1項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
株式会社取引所の合併の認可	商品取引所法第96条第2項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
会員等の純資産額の低下に伴う取引停止の報告	商品取引所法第99条第3項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
会員等の純資産額の上昇に伴う取引停止の解除の報告	商品取引所法第99条第4項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
証拠金等の商品取引所への預託の承認	商品取引所法第103条第7項	総合食料局 商品取引監理官・監督第2係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847
上場商品の格付人の承認	商品取引所法第104条第5項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
取引の臨時的開始等の届出	商品取引所法第107条	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
商品取引所の組織変更の認可	商品取引所法第132条	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
商品取引所の合併の認可	商品取引所法第145条第1項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
商品取引債務引受業の許可	商品取引所法第167条	総合食料局 商品取引監理官・市場管理係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
商品取引清算機関の業務の制限の承認等	商品取引所法第170条	総合食料局 商品取引監理官・市場管理係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
商品取引所による商品取引債務引受業等の承認	商品取引所法第173条	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
商品取引清算機関の解散等の認可	商品取引所法第183条	総合食料局 商品取引監理官・市場管理係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
商品取引員の許可の更新	商品取引所法第190条第2項	総合食料局 商品取引監理官・業務係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847
協会に対する行政不服審査請求	商品取引所法第208条	総合食料局 商品取引監理官・業務係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847
外務員の登録申請書の提出	商品取引所法第200条第3項	総合食料局 商品取引監理官・業務係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847
外務員登録の更新	商品取引所法第200条第7項	総合食料局 商品取引監理官・業務係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847
登録外務員についての届出	商品取引所法第203条	総合食料局 商品取引監理官・業務係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847
商品取引責任準備金の取崩しの承認	商品取引所法第221条第2項ただし書	総合食料局 商品取引監理官・業務係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
第一種特定商品市場類似施設の開設の許可	商品取引所法第332条	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
第一種特定施設開設者の地位の承継の届出	商品取引所法第334条第2項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
第一種特定施設開設者の取引の対象及び取引方法の変更の許可	商品取引所法第335条第1項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
第一種特定商品市場類似施設の開設に係る許可申請書の記載事項の変更の届出	商品取引所法第335条第3項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
第一種特定施設開設者の業務に関する報告	商品取引所法第336条第2項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
第一種特定施設開設者の施設の廃止の届出	商品取引所法第337条第1項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	商品取引所法第342条第1項	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
店頭商品先物取引の開業の届出	商品取引所法第349条第2項前段	総合食料局 商品取引監理官・業務係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847
店頭商品先物取引の開業届出事項の変更の届出	商品取引所法第349条第2項後段	総合食料局 商品取引監理官・業務係	【電話】03-3502-8270 【FAX】03-3502-6847
参考人等の費用の請求	商品取引所法第350条	総合食料局 商品取引監理官・総括係	【電話】03-3502-2126 【FAX】03-3502-6847
仲介の処理状況の報告書の提出	商品取引所法施行規則第52条	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
市場取引監視委員会委員の要件に係る承認	商品取引所法施行規則第64条	総合食料局 商品取引監理官・取引所係	【電話】03-6744-2248 【FAX】03-3502-6847
聴聞期間の変更の申出	商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則第3条第1項(商品取引所法)	総合食料局 商品取引監理官・総括係	【電話】03-3502-2126 【FAX】03-3502-6847
関係人の参加許可	商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則第4条(商品取引所法)	総合食料局 商品取引監理官・総括係	【電話】03-3502-2126 【FAX】03-3502-6847
文書等の閲覧	商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則第5条第1項(商品取引所法)	総合食料局 商品取引監理官・総括係	【電話】03-3502-2126 【FAX】03-3502-6847
補佐人の出頭許可	商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則第7条第1項(商品取引所法)	総合食料局 商品取引監理官・総括係	【電話】03-3502-2126 【FAX】03-3502-6847
聴聞調書等の閲覧請求	商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則第12条第1項(商品取引所法)	総合食料局 商品取引監理官・総括係	【電話】03-3502-2126 【FAX】03-3502-6847
商品投資顧問業者の許可(うち 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第11条第1項第1号(農林水産関係商品投資顧問業)の許可の申請の場合)	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条	総合食料局 商品取引監理官・投資業務係	【電話】03-6744-2245 【FAX】03-3502-6847
商品投資顧問業者の許可の有効期間の更新(うち 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第11条第1項第1号(農林水産関係商品投資顧問業)の許可の有効期間の更新申請の場合)	商品投資に係る事業の規制に関する法律第8条第1項	総合食料局 商品取引監理官・投資業務係	【電話】03-6744-2245 【FAX】03-3502-6847
商品投資顧問業者の許可申請書記載事項等の変更の届出(うち 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第11条第1項第1号(農林水産関係商品投資顧問業)に規定する業者の場合)	商品投資に係る事業の規制に関する法律第10条	総合食料局 商品取引監理官・投資業務係	【電話】03-6744-2245 【FAX】03-3502-6847
適切な措置をとるべき旨の農林水産大臣に対する申出	農産物検査法第33条第1項	総合食料局 食糧部 消費流通課 農産物検査班 農産物第1係	【電話】03-6744-2078 【FAX】03-3502-5370

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
支援事業実施機関の指定	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第8条、地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第1条第1項	総合食料局 流通課 指導係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
支援事業実施機関の名称等の変更の届出	地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第2条第2項	総合食料局 流通課 指導係	【電話】03-3502-7659 【FAX】03-3502-5336
協業組合の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(組合法第35条の2準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(組合法第48条準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
協業組合の定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(組合法第51条第2項準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
協業組合の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項(組合法第62条第2項準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
協業組合の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項(組合法第63条第3項準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
協業組合の決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項(組合法第105条の2準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
協業組合の事業転換の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
商工組合の特例の地区の承認	中小企業団体の組織に関する法律第9条	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第17条の2第1項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
商工組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第33条(中団法第17条の2第1項準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第42条第1項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
発起人への通知	中小企業団体の組織に関する法律第42条第5項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
商工組合及び商工組合連合会の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第35条の2準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
役員改選総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が役員改選総会招集の手続をしない場合等の役員改選総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第48条準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第51条第2項準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
総代会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総代会招集の手続をしない場合等の総代会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第55条第6項準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
役員改選総代会の招集請求があつた日から10日以内に理事が役員改選総代会招集の手続をしない場合等の役員改選総代会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第55条第6項準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
商工組合及び商工組合連合会の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項(組合法第62条第2項準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
商工組合及び商工組合連合会の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項(組合法第63条第3項準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律第71条(組合法第105条の2準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
協業組合の組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項(第96条第5項準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項(第96条第8項準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
組合から会社への組織の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第100条の14	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
組合員の異動の報告	中小企業団体の組織に関する法律施行規則第27条<中小企業団体の組織に関する法律>	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
あっせん又は調停	中小企業等協同組合法第9条の2の2第1項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の2第3項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
協同組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項(組合法第9条の2の3第1項準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項(組合法第9条の6の2第1項準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項(組合法第9条の6の2第3項準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
事業協同組合等の設立認可	中小企業等協同組合法第27条の2第1項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
役員の変更請求があった日から10日以内に理事が総会招集手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第41条第5項(組合法第48条の規定を準用)	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第48条	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の余裕金運用の制限の緩和の認可	中小企業等協同組合法第57条の5	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
事業協同組合等の解散の届出	中小企業等協同組合法第62条第2項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の解散の認可	中小企業等協同組合法第62条第4項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
事業協同組合の合併の認可	中小企業等協同組合法第63条第3項	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
事業協同組合等の決算関係書類の提出	中小企業等協同組合法第105条の2	総合食料局 食品産業企画課 組織係	【電話】03-6744-2062 【FAX】03-3508-2417
(17年改正法)日本農林規格の制定の申出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第8条第1項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)日本農林規格の確認、改正又は廃止の申出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第9条において準用する第8条第1項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)日本農林規格についての公聴会の開催の請求	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第13条第2項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)日本農林規格についての公聴会に関する申出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第13条第5項に基づく同法施行規則第18条	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)登録認定機関の登録の更新の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の3第2項において準用する第16条第1項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)登録認定機関の業務の廃止の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の8第1項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
(17年改正法)登録外国認定機関の登録の更新の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の10において準用する第17条の3第2項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)登録外国認定機関の業務の休止の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の10において準用する第17条の8第1項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)登録外国認定機関の業務の廃止の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の10において準用する第17条の8第2項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)品質表示基準についての公聴会の開催の請求	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13第6項において準用する第13条第2項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)品質表示基準についての公聴会に関する申出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13第6項において準用する第13条第5項に基づく同法施行規則第18条	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)農林水産大臣に対する申出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第21条第1項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)登録認定機関の更新申請書の添付書類の記載事項の変更の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第44条	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)登録外国認定機関の更新申請書の添付書類の記載事項の変更の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第63条において準用する第44条	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)登録外国認定機関による認定事業者に対する格付業務停止請求の報告	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第66条において準用する第47条第2項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
(17年改正法)登録外国認定機関の認定取消しの報告	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第66条において準用する第47条第4項	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594
公述人の文書意見	工業標準化法施行規則第12条	消費・安全局 表示・規格課 総務班 企画係	【電話】03-3502-5724 【FAX】03-3502-0594

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
農薬の登録票の再交付の申請に係る届出	農薬取締法第6条第3項	消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室 検査登録係	【電話】03-3501-3965 【FAX】03-3501-3774
農薬の登録を受けた法人の解散の届出	農薬取締法第6条第6項	消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室 検査登録係	【電話】03-3501-3965 【FAX】03-3501-3774
外国製造農薬の輸入業者の届出	農薬取締法第15条の4第1項	消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室 検査登録係	【電話】03-3501-3965 【FAX】03-3501-3774
外国製造農薬の輸入業者の届出事項変更及び事業廃止の届出	農薬取締法第15条の4第2項	消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室 検査登録係	【電話】03-3501-3965 【FAX】03-3501-3774
外国生産肥料仮登録有効期間更新申請	肥料取締法第33条の2第6項	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
外国生産肥料登録(仮登録)事項変更届	肥料取締法第33条の2第6項	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
外国生産相続(合併、分割)に基づく肥料登録証(仮登録証)の書替交付申請	肥料取締法第33条の2第6項	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
外国生産肥料登録証(仮登録証)再交付申請	肥料取締法第33条の2第6項	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
外国生産肥料名称変更に基づく登録証(仮登録証)書替交付申請	肥料取締法第33条の2第6項	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
外国生産肥料の輸入業者の届出	肥料取締法第33条の4第1項	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
外国生産肥料の輸入業者届出事項変更の届出	肥料取締法第33条の4第2項前段	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
外国生産肥料の輸入事業の廃止の届出	肥料取締法第33条の4第2項後段	消費・安全局 農産安全管理課業務指導係	【電話】03-3502-5968 【FAX】03-3580-8592
登録特定飼料等製造業者の登録の更新	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第11条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録特定飼料等製造業者の登録内容の変更登録	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第13条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録特定飼料等製造業者の登録内容の変更届	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第13条第4項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録特定飼料等製造業者の事業廃止の届出	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第14条	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録簿の閲覧	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第20条(第21条第3項、第29条第3項、第30条第3項においてそれぞれ準用)	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録簿の謄本の交付	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第20条(第21条第3項、第29条第3項、第30条第3項においてそれぞれ準用)	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
外国の特定飼料等の製造業者の登録	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第21条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録外国特定飼料等製造業者の登録の更新	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第21条第3項において準用する第11条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録外国特定飼料等製造業者の登録内容の変更登録	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第21条第3項において準用する第13条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録外国特定飼料等製造業者の登録内容の変更届	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第21条第3項において準用する第13条第4項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
登録外国特定飼料等製造業者の事業廃止の届出	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第21条第3項において準用する第14条	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
公定規格設定の申出	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第26条第2項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
公定規格の改正又は廃止の申出	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第26条第6項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
規格設定飼料の公定規格による検定機関の登録	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第34条	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
規格設定飼料の製造業者の登録	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第29条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録規格設定飼料製造業者の登録の更新	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第29条第3項において準用する第11条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録規格設定飼料製造業者の登録内容の変更登録	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第29条第3項において準用する第13条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録規格設定飼料製造業者の登録内容の変更届	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第29条第3項において準用する第13条第4項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録規格設定飼料製造業者の事業廃止の届出	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第29条第3項において準用する第14条	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
外国の規格設定飼料の製造業者の登録	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第30条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録外国規格設定飼料製造業者の登録の更新	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第30条第3項において準用する第11条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
登録外国規格設定飼料製造業者の登録内容の変更登録	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第30条第3項において準用する第13条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録外国規格設定飼料製造業者の登録内容の変更届	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第30条第3項において準用する第13条第4項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録外国規格設定飼料製造業者の事業廃止の届出	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第30条第3項において準用する第14条	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録検定機関の登録の更新	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第37条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録検定機関の事業所の所在地変更届	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第39条	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
登録検定機関の業務の休廃止届	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第41条	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
公聴会への意見の申し出	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則36条	消費・安全局 畜水産安全管理課飼料検査指導班指導係	【電話】03-3502-8702 【FAX】03-3502-8275
外国製造新医薬品等の使用成績等に関する調査結果の報告	薬事法第19条の4(第14条の4第6項準用)	動物医薬品検査所企画連絡室技術指導課	【電話】042-321-1862 【FAX】042-321-1769
外国製造医薬品等の製造販売の承認他	薬事法第19条の2第1項	動物医薬品検査所企画連絡室審査調整課	【電話】042-321-1959 【FAX】042-321-1769
治験の副作用報告	薬事法第80条の2第6項	動物医薬品検査所企画連絡室技術指導課	【電話】042-321-1862 【FAX】042-321-1769
器具機械の治験計画の届出	薬事法第80条の2第2項	動物医薬品検査所企画連絡室技術指導課	【電話】042-321-1862 【FAX】042-321-1769

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
製造業許可証の再交付	薬事法施行令第13条第1項<薬事法>	消費・安全局 畜水産安全管理課薬事監視指導班 監視指導第1係	【電話】03-3502-8701 【FAX】03-3502-8275
獣医師国家試験予備試験	獣医師法第16条第1項	消費・安全局 畜水産安全管理課動物医薬品安全 専門官	【電話】03-3501-4094 【FAX】03-3502-8275
医薬品等の依頼試験検査成績書副本交付	動物医薬品検査所依頼試験検査規程第8条第2項< 薬事法>	動物医薬品検査所企画連絡室企画調整課	【電話】042-321-1856 【FAX】042-321-1769
防除機具の借受申請	病害虫防除用機具貸付規則第3条第1項	消費・安全局 植物防疫課 防除技術第2係	【電話】03-3502-3382 【FAX】03-3502-3386
規定違反郵便物として指定検疫物を受け取った者の 届出	家畜伝染病予防法第42条第2項	農林水産省動物検疫所企画連絡室企画調整課	【電話】045-751-5923 【FAX】045-754-1729
未検査の指定検疫物を郵便物として受け取った者の 届出	家畜伝染病予防法第43条第5項	農林水産省動物検疫所企画連絡室企画調整課	【電話】045-751-5923 【FAX】045-754-1729
高性能農業機械実用化促進事業に関する計画の認 定申請	農業機械化促進法第5条の5第1項	生産局 農業生産支援課 機械開発・安全指導班 開発促進係	【電話】03-6744-2111 【FAX】03-6744-2523
農機具の製造、販売等の事業に係る営業譲渡等の 承認	農業機械化促進法第9条第1項	生産局 農業生産支援課 機械開発・安全指導班 安全指導係	【電話】03-6744-2111 【FAX】03-6744-2523
指定法人の指定、指定申請書の受理	果樹農業振興特別措置法第4条の4 果樹農業振興特別措置法施行規則第1条	生産局 生産流通振興課 生産専門官	【電話】03-3502-5957 【FAX】03-3502-0889
指定法人の名称等の変更の届出の受理	果樹農業振興特別措置法施行規則第2条	生産局 生産流通振興課 生産専門官	【電話】03-3502-5957 【FAX】03-3502-0889
裁定の申請	種苗法第28条第2項	生産局 知的財産課総括係	【電話】03-3502-5966 【FAX】03-3502-5301

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
異性化糖製造開始の届出	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第18条第1項前段	生産局 生産流通振興課 輸入でん粉係	【電話】03-3501-3814 【FAX】03-3593-2608
鶏卵等の保管又は販売に関する計画の認定	畜産物の価格安定に関する法律第6条第4項	生産局 畜産部 食肉鶏卵課 鶏卵係	【電話】03-3502-5990 【FAX】03-3592-0009
生乳生産者団体の指定	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法6条1項	生産局 畜産部 牛乳乳製品課 生乳班 補給金制度係	【電話】03-3502-5988 【FAX】03-3506-9578
受託規程変更の届出	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法9条2項	生産局 畜産部 牛乳乳製品課 生乳班 補給金制度係	【電話】03-3502-5988 【FAX】03-3506-9578
登録規程の承認	家畜改良増殖法第32条の2第1項	生産局 畜産部 畜産振興課 肉用牛係、乳牛係、馬係、養豚係	【電話】03-6744-2587 【FAX】03-3502-0887
家畜登録事業廃止の届出	家畜改良増殖法第32条の2第5項	生産局 畜産部 畜産振興課 肉用牛係、乳牛係、馬係、養豚係	【電話】03-6744-2587 【FAX】03-3502-0887
飼料需給ひっ迫時の小麦売渡条件履行確認のための報告	飼料需給安定法第7条第1項、飼料需給安定法施行規則第3条第3項	生産局 畜産部 畜産振興課 需給対策第2班 業務係	【電話】03-3591-6745 【FAX】03-3502-8294
牧野管理規程を定めたときの農林水産大臣への届出	牧野法第3条第5項	生産局 畜産部 畜産振興課 草地整備計画調整班 事業係	【電話】03-3502-5993 【FAX】03-3580-0078
農地保有合理化支援法人の指定	農業経営基盤強化促進法第11条の2第1項	経営局 経営政策課 保有合理化第2係	【電話】03-6744-2143 【FAX】03-3502-6007
農地保有合理化支援法人の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	農業経営基盤強化促進法第11条の2第3項	経営局 経営政策課 保有合理化第2係	【電話】03-6744-2143 【FAX】03-3502-6007
農地保有合理化支援法人の債務保証に係る業務の委託の認可	農業経営基盤強化促進法第11条の4第1項	経営局 経営政策課 保有合理化第2係	【電話】03-6744-2143 【FAX】03-3502-6007

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
農地保有合理化支援法人の債務保証に係る業務規程の認可	農業経営基盤強化促進法第11条の5第1項	経営局 経営政策課 保有合理化第2係	【電話】03-6744-2143 【FAX】03-3502-6007
農地保有合理化支援法人の事業計画及び収支予算の変更の認可	農業経営基盤強化促進法第11条の6第1項	経営局 経営政策課 保有合理化第2係	【電話】03-6744-2143 【FAX】03-3502-6007
農地保有合理化支援法人に対する報告徴収	農業経営基盤強化促進法第11条の8(第9条準用)	経営局 経営政策課 保有合理化第2係	【電話】03-6744-2143 【FAX】03-3502-6007
全国農業会議所の設立認可	農業委員会等に関する法律第80条第1項	経営局 構造改善課 農業委員会係	【電話】03-6744-2152 【FAX】03-3592-6248
全国農業会議所の設立に関する報告書の提出	農業委員会等に関する法律第80条第2項	経営局 構造改善課 農業委員会係	【電話】03-6744-2152 【FAX】03-3592-6248
大口信用供与規制の特例の承認	農業協同組合法第11条の4第1項ただし書き	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
連結ベースの大口信用供与規制の特例の承認	農業協同組合法第11条の4第2項後段において準用する同条第1項ただし書き	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
特定関係者との利益相反取引等をやむを得なく実行する場合の承認	農業協同組合法第11条の5ただし書き	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
農業協同組合又は連合会の共済規程の承認の申請	農業協同組合法第11条の7第1項	経営局 協同組織課 共済班	【電話】03-3501-7401 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合又は連合会の宅地等供給事業実施規程の承認	農業協同組合法第11条の29第1項	経営局 協同組織課 事業振興係	【電話】03-3502-6800 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合又は連合会の宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11条の29第3項	経営局 協同組織課 事業振興係	【電話】03-3502-6800 【FAX】03-3502-8082

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
農業協同組合又は連合会の農業経営規程の承認の申請	農業協同組合法第11条の32の3第1項	経営局 協同組織課 経済事業係	【電話】03-3502-6800 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合又は連合会の農業経営規程の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11条の32の3第3項	経営局 協同組織課 経済事業係	【電話】03-3502-6800 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合が信用事業会社である国内の会社の株式等を、基準株式数等を超えて取得する場合に、1年を超えて所有することについての承認	農業協同組合法第11条の46第2項ただし書	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
信用事業を行う連合会が認可対象会社を子会社とすることについての認可	農業協同組合法第11条の47第4項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
連合会が担保権の実行等により、子会社とした認可対象会社を1年を超えて引き続き子会社と使用とすることについての認可	農業協同組合法第11条の47第5項ただし書	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
連合会が、その子会社としている会社を認可対象会社としようとする事についての認可	農業協同組合法第11条の47第6項において準用する同条第4項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
連合会が信用事業会社である国内の会社の株式等を、基準株式数等を超えて取得する場合に、1年を超えて所有することについての承認	農業協同組合法第11条の48第2項において準用する第11条の46第2項ただし書き	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
農業協同組合又は連合会の仮理事の選任又は総会の招集の申請	農業協同組合法第40条第1項	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合又は連合会の定款変更の認可に関する証明書の請求	農業協同組合法第44条第3項	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合又は連合会の軽微な事項等に係る定款の変更の届出	農業協同組合法第44条第4項	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
総代会における農業協同組合又は連合会の解散の議決の認可の申請	農業協同組合法第48条第7項(農業協同組合法第64条第2項)	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082
総代会における農業協同組合又は連合会の解散の議決の認可に関する証明の請求	農業協同組合法第48条第7項(農業協同組合法第64条第3項)	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合又は連合会の共済事業の譲渡の届出	農業協同組合法第50条の3第5項(農業協同組合法第50条の2第8項)	経営局 協同組織課 共済班	【電話】03-3501-7401 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合又は連合会の設立の認可の申請	農業協同組合法第59条第1項	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合又は連合会の設立の認可に関する証明の請求	農業協同組合法第61条第2項	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合又は連合会の設立の認可に関する証明の請求	農業協同組合法第61条第5項	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082
総会における農業協同組合又は連合会の解散の議決の認可の申請	農業協同組合法第64条第2項	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082
総会における農業協同組合又は連合会の解散の議決の認可に関する証明の請求	農業協同組合法第64条第3項(農業協同組合法第61条第2項)	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合又は連合会の解散の届出	農業協同組合法第64条第4項	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082
連合会の解散の届出	農業協同組合法第64条第7項	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合又は連合会の合併の認可の申請	農業協同組合法第65条第2項	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
農業協同組合又は連合会の合併の認可に関する証明書の請求	農業協同組合法第65条第3項	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082
会員が一人になった連合会の権利義務の当該会員への承継の認可の申請	農業協同組合法第70条第2項(農業協同組合法第65条第2項)	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082
会員が一人になった連合会の権利義務の当該会員への承継の認可に関する証明書の請求	農業協同組合法第70条第2項(農業協同組合法第65条第3項(農業協同組合法第61条第2項))	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082
農事組合法人の設立の届出	農業協同組合法第72条の16第4項	経営局 協同組織課 組織第2係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
農事組合法人の合併の届出	農業協同組合法第72条の18第3項	経営局 協同組織課 組織第2係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
農事組合法人の仮理事の選任の請求	農業協同組合法第73条第2項(民法第56条)	経営局 協同組織課 組織第2係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
農事組合法人の財産状況等の不整についての監事による報告	農業協同組合法第73条第2項(民法第59条第3号)	経営局 協同組織課 組織第2係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
農事組合法人の組織変更の届出	農業協同組合法第73条の12	経営局 協同組織課 組織第2係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合中央会の監査規程の承認の申請	農業協同組合法第73条の26第1項	経営局 協同組織課 経営企画第3係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合中央会の定款の変更の認可の申請	農業協同組合法第73条の33第2項	経営局 協同組織課 経営企画第2係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
中央会の軽微な事項等に係る定款の変更の農林水産大臣への届出	農業協同組合法第73条の33第3項	経営局 協同組織課 経営企画第2係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
農業協同組合中央会の設立の認可の申請	農業協同組合法第73条の45第1項	経営局 協同組織課経営企画第2係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合中央会の解散の議決の認可の申請	農業協同組合法第73条の48第2項	経営局 協同組織課経営企画第2係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
中央会の清算結了の届出	農業協同組合法第73条の48第3項(民法第83条)	経営局 協同組織課経営企画第2係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合若しくは連合会又は中央会の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消の請求	農業協同組合法第96条第1項	経営局 協同組織課 企画法令係	【電話】03-6744-2163 【FAX】03-3502-8082
農林中央金庫の外国における従たる事務所の設置、移転、廃止の認可	農林中央金庫法第3条第4項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
農林中央金庫の資本金の減少の認可	農林中央金庫法第4条第3項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
農林中央金庫の定款の変更の届出(軽微な事項その他の省令で定める事項に係るもの)	農林中央金庫法第49条第3項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
同一人に対する信用供与限度額超過に関する承認	農林中央金庫法第58条第1項ただし書	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
特定関係者との利益相反取引等をやむを得なく実行する場合の承認	農林中央金庫法第59条	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
認可対象会社を子会社とする場合の認可	農林中央金庫法第72条第4項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
担保権の実行等により子会社とした認可対象会社を1年を超えて引き続き子会社とする場合の認可	農林中央金庫法第72条第5項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
従属業務・金融関連業務・新たな事業分野を行う会社を子会社とする場合・子会社となくなった場合の届出	農林中央金庫法第72条第9項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
担保権の実行等により、国内の会社の株式等の基準議決権数等を超えて引き続き1年を超えて取得、保有する場合の承認	農林中央金庫法第73条第2項ただし書	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
解散の決議の認可	農林中央金庫法第91条第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
優先出資の募集事項の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第6条第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与える場合	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第8条第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
振込取扱金融機関の変更の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第14条において読み替えて準用する商法第178条	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
優先出資の消却の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
優先出資の分割の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第16条第3項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
優先出資者による優先出資者総会招集の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第35条第3項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
資本準備金の資本組入れの認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第42条第4項ただし書	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
認可事項の実行の届出	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第47条	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
合併の認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第15条第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
合併の実行の届出	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第18条第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
6ヶ月以内に合併を実行しない場合の承認	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第18条第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
信連と合併した場合の業務継続の承認	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第19条第4項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
6ヶ月以内に事業譲渡を実行しないことの承認	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第27条	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
信連から事業譲渡を受けた場合の業務継続の承認	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第27条	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
指定支援法人の指定	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第32条第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
指定支援法人の名称、住所等の変更の届出	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第32条第3項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
支援業務の一部を金融機関に委託することの認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第34条第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
指定支援法人の事業計画書及び収支予算書の変更の認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第36条第1項後段	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
業務代理の認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第42条第3項前段	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
代理業務の範囲の変更、廃止の認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第42条第3項後段	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
組合が機構に対して資金援助の申込みを行った旨の報告	農水産業協同組合貯金保険法第61条第6項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
組合が機構に対して債権者間の衡平を図るための資金援助の申込みを行った旨の報告	農水産業協同組合貯金保険法第61条の2第3項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
連合会等が機構に対して資金援助の申込みを行った旨の報告	農水産業協同組合貯金保険法第62条第3項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
指定支援法人が合併等に係る業務を行うについて、機構に対して資金援助の申込みを行った旨の報告	農水産業協同組合貯金保険法第62条の2第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
適格性の認定の申請(組合→国)	農水産業協同組合貯金保険法第63条第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
適格性の認定申請書の提出(組合→国)	農水産業協同組合貯金保険法第63条第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
合併等の契約の報告等(組合→国)	農水産業協同組合貯金保険法第66条第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
合併等について必要な総会の決議の結果報告(組合→国)	農水産業協同組合貯金保険法第67条第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
信用事業譲渡等のための裁判所の許可が得られなかったときの報告(組合→国)	農水産業協同組合貯金保険法第67条第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
農林中央金庫が承継した業務の継続の特例に係る計画の申請(農中→主務大臣)	農水産業協同組合貯金保険法第68条第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
追加的資金援助の申込みの報告(組合→主務大臣) (法第61条第6項準用)	農水産業協同組合貯金保険法第69条第4項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
組合から機構に対して追加的資金援助の申込みを行った旨の報告(組合→国)(法第61条の2第3項準用)	農水産業協同組合貯金保険法第69条第4項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
資産買取りの委託契約の報告等(組合→国)	農水産業協同組合貯金保険法第77条第5項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
債務超過又は貯金等の払戻しを停止するおそれの申出(組合→国)	農水産業協同組合貯金保険法第83条第5項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
管理人が数人ある場合の職務分掌についての主務大臣への承認申請	農水産業協同組合貯金保険法第85条第5項により準用する民事再生法第70条第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
管理人代理の選任についての主務大臣への承認申請	農水産業協同組合貯金保険法第85条第5項により準用する民事再生法第71条第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
管理人と被管理農水産業協同組合との取引の承認(国→管理人)	農水産業協同組合貯金保険法第92条第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
管理期間の延長の承認(国→管理人)	農水産業協同組合貯金保険法第96条ただし書	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出	農水産業協同組合貯金保険法第99条第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
経営健全化計画の提出	農水産業協同組合貯金保険法第100条第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
組合から機構に対して特定合併に係る資金援助の申込みを行った旨の報告(組合→国)(法第61条第6項準用)	農水産業協同組合貯金保険法附則第6条の5第3項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
連合会等から機構に対して特定合併に係る資金援助の申込みを行った旨の報告(法第62条第3項準用)	農水産業協同組合貯金保険法附則第6条の6第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
特定合併の契約締結の報告等(組合→国)	農水産業協同組合貯金保険法附則第6条の8第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
特定合併の総会結果の報告等(組合→国)(法第67条準用)	農水産業協同組合貯金保険法附則第6条の9	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
管理人職務を行う者の通知	農水産業協同組合貯金保険法施行規則第30条	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
農業信用基金協会の設立の認可申請	農業信用保証保険法第26条	経営局 金融調整課 農林漁業信用基金班 農業保証保険業務係	【電話】03-6744-2171 【FAX】03-3502-8081
農業信用基金協会の解散の認可	農業信用保証保険法第49条第2項	経営局 金融調整課 農林漁業信用基金班 農業保証保険業務係	【電話】03-6744-2171 【FAX】03-3502-8081
会員からの決議の取消請求	農業信用保証保険法第58条第1項	経営局 金融調整課 農林漁業信用基金班 農業保証保険業務係	【電話】03-6744-2171 【FAX】03-3502-8081
農業共済組合連合会の設立の認可申請	農業災害補償法第24条第1項	経営局 保険監理官 団体指導係	【電話】03-3591-5009 【FAX】03-3502-5761
農業共済組合連合会の解散の議決の認可申請	農業災害補償法第46条第2項	経営局 保険監理官 団体指導係	【電話】03-3591-5009 【FAX】03-3502-5761
農業共済組合による農業共済組合連合会の権利義務の承継の認可申請	農業災害補償法第53条の2第1項	経営局 保険監理官 団体指導係	【電話】03-3591-5009 【FAX】03-3502-5761
農業共済組合連合会の清算終了の届出	農業災害補償法第58条(民法第83条準用)	経営局 保険監理官 団体指導係	【電話】03-3591-5009 【FAX】03-3502-5761

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
水稲病虫害事故除外方式に係る地域指定の申請	農業災害補償法第85条第5項	経営局 保険監理官付農作物指導班	【電話】03-6744-2180 【FAX】03-3502-5761
組合員による農業共済組合連合会の検査請求	農業災害補償法第142条の4	経営局 保険課 企画調査班 企画係	【電話】03-6744-2175 【FAX】03-3506-1936
組合員による決議又は選挙若しくは当選の取消請求	農業災害補償法第142条の7	経営局 保険監理官 団体指導係	【電話】03-3591-5009 【FAX】03-3502-5761
農業倉庫業者の業務規程の認可の申請	農業倉庫業法第6条	経営局 協同組織課 事業振興係	【電話】03-3502-6800 【FAX】03-3502-8082
農業倉庫業者の業務規程の変更の認可の申請	農業倉庫業法第13条	経営局 協同組織課 事業振興係	【電話】03-3502-6800 【FAX】03-3502-8082
連合農業倉庫業者の業務規程の認可の申請	農業倉庫業法第26条第1項(農業倉庫業法第6条)	経営局 協同組織課 事業振興係	【電話】03-3502-6800 【FAX】03-3502-8082
連合農業倉庫業者の業務規程の変更の認可の申請	農業倉庫業法第26条第1項(農業倉庫業法第13条)	経営局 協同組織課 事業振興係	【電話】03-3502-6800 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合合併推進支援法人の名称等の変更の届出	農業協同組合併助成法第14条(農業協同組合併助成法第6条第3項)	経営局 協同組織課 組織第2係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合合併推進支援法人の事業計画等の認可の申請、その変更の認可の申請	農業協同組合併助成法第14条(農業協同組合併助成法第8条第1項)	経営局 協同組織課 組織第2係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
農業協同組合合併推進支援法人の事業報告等の提出	農業協同組合併助成法第14条(農業協同組合併助成法第8条第2項)	経営局 協同組織課 組織第2係	【電話】03-6744-2164 【FAX】03-3502-8082
特定農業協同組合の承認	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第59条	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
組合の自己資本比率を改善する計画の提出	農業協同組合法第94条の2第4項に規定する区分等を定める命令第2条第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
連合会の自己資本比率を改善する計画の提出	農業協同組合法第94条の2第4項に規定する区分等を定める命令第4条第1項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
特定公益信託の証明	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続2(所得税法、法人税法)(所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続第1項(所得税法、法人税法))	経営局 総務課調整第一係	【電話】03-3501-1384 【FAX】03-3502-0657
特定公益信託の認定	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続4(所得税法、法人税法)(所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続第3項(所得税法、法人税法))	経営局 総務課調整第一係	【電話】03-3501-1384 【FAX】03-3502-0657
特定公益増進法人の証明	所得税法施行規則第47条の2第3項第1号口及び法人税法施行規則第24条に規定する主務官庁又は所轄庁の証明に関する手続2(所得税法、法人税法)(所得税法施行規則第47条の2第3項第1号口及び法人税法施行規則第24条に規定する主務官庁又は所轄庁の証明に関する手続(所得税法、法人税法))	経営局 総務課調整第一係	【電話】03-3501-1384 【FAX】03-3502-0657
科学又は教育の振興に寄与することが著しい公益増進法人等の証明	租税特別措置法施行規則第23条の4第3項に規定する主務官庁又は所轄庁の証明に関する手続2(租税特別措置法)(租税特別措置法施行規則第23条の4第3項に規定する主務官庁又は所轄庁の証明に関する手続第1項(租税特別措置法))	経営局 総務課調整第一係	【電話】03-3501-1384 【FAX】03-3502-0657
特定公益信託の証明	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続2(租税特別措置法)(租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続第1項(租税特別措置法))	経営局 総務課調整第一係	【電話】03-3501-1384 【FAX】03-3502-0657

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
特定公益信託の認定	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続4<租税特別措置法>(租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続第3項<租税特別措置法>)	経営局 総務課調整第一係	【電話】03-3501-1384 【FAX】03-3502-0657
公益法人等が有する未利用地の供用計画の確認	地価税法第6条第2項第2号イ及びロ	経営局 総務課調整第一係	【電話】03-3501-1384 【FAX】03-3502-0657
業務報告書提出延期の承認	農業協同組合法施行規則第202条第7項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
業務報告書縦覧開始の延期の承認	農業協同組合法施行規則第206条第2項	経営局 金融調整課 組合金融指導班	【電話】03-3502-7253 【FAX】03-3502-8081
土地改良区設立の認可	土地改良法第5条第1項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
土地改良区役員の氏名及び住所の変更の届出	土地改良法第18条第16項後段(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
特定受益者への賦課徴収に係る認可	土地改良法第36条第8項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 利用調整係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
土地改良事業計画の変更等の認可(1)変更(2)廃止(3)新設	土地改良法第48条第1項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
応急工事計画の認可	土地改良法第49条第1項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
換地計画の認可	土地改良法第52条第1項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班換地係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
換地計画変更の認可	土地改良法第53条の4第1項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班換地係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
換地処分完了の届出	土地改良法第54条第3項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班換地係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
農業用排水施設等管理規程の認可	土地改良法第57条の2第1項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 技術係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
農業用排水施設等管理規程の変更又は廃止の認可	土地改良法第57条の2第3項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 技術係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
農業集落排水施設整備事業の認可	土地改良法第57条の4第1項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 技術係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
農業集落排水施設整備事業計画の変更の認可	土地改良法第57条の8(第57条の4第1項準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 技術係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
総会の議決による土地改良区の解散の認可	土地改良法第67条第2項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
清算人の就任又は退任に係る氏名及び住所の届出	土地改良法第68条第4項(第18条第16項前段準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
清算人の氏名及び住所変更の届出	土地改良法第68条第4項(第18条第16項後段準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
土地改良区の清算終了の届出	土地改良法第71条の2(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
土地改良区連合の設立の認可	土地改良法第77条第2項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
所属土地改良区数の増減の認可	土地改良法第81条(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
土地改良区連合の役員の氏名及び住所変更の届出	土地改良法第84条(第18条第16項後段準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
土地改良区連合の定款変更の認可	土地改良法第84条(第30条第2項準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
土地改良区連合の土地改良事業計画変更等の認可 (1)変更(2)廃止(3)新設	土地改良法第84条(第48条第1項準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
土地改良区連合の応急工事計画の認可	土地改良法第84条(第49条第1項準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
土地改良区連合営土地改良事業の換地計画の認可	土地改良法第84条(第52条第1項準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班換地係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
土地改良区連合営土地改良事業の換地計画の変更の認可	土地改良法第84条(第53条の4第1項準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班換地係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
土地改良区連合営土地改良事業の換地処分完了の届出	土地改良法第84条(第54条第3項準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班換地係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
土地改良区連合の農業用排水施設等管理規程の認可	土地改良法第84条(第57条の2第1項準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 技術係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
土地改良区連合の農業用排水施設等管理規程の変更又は廃止の認可	土地改良法第84条(第57条の2第3項準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 技術係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
市町村による国営土地改良事業の施行申請	土地改良法第85条の2第10項	農村振興局 整備部 土地改良企画課土地改良事業指導班指導第1係	【電話】03-6744-2191 【FAX】03-3501-4950

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
土地改良区による国営土地改良事業の施行申請	土地改良法第85条の3第5項	農村振興局 整備部 土地改良企画課土地改良事業指導班指導第1係	【電話】03-6744-2191 【FAX】03-3501-4950
土地改良区による国営土地改良事業(関連施行事業)の施行申請	土地改良法第85条の3第11項	農村振興局 整備部 土地改良企画課土地改良事業指導班指導第1係	【電話】03-6744-2191 【FAX】03-3501-4950
地方公共団体・農協等による自らが使用収益している土地に係る国営土地改良事業の施行申請	土地改良法第85条の4第4項	農村振興局 整備部 土地改良企画課土地改良事業指導班指導第1係	【電話】03-6744-2191 【FAX】03-3501-4950
国営土地改良事業の不換地・特別減歩に係る所有者の申出	土地改良法第89条の2第3項(第53条の2の2第1項)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班換地係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
農業協同組合等営土地改良事業の認可	土地改良法第95条第1項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
農業協同組合等営土地改良事業計画の変更・廃止の認可	土地改良法第95条の2第1項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
農業協同組合等営土地改良事業の換地計画の認可	土地改良法第96条(第52条第1項準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班換地係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
農業協同組合等営土地改良事業の換地計画変更の認可	土地改良法第96条(第53条の4第1項準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班換地係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
農業協同組合等営土地改良事業の換地処分完了の届出	土地改良法第96条(第54条第3項準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班換地係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
農業協同組合等の農業用排水施設等管理規程の認可	土地改良法第96条(第57条の2第1項準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 技術係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
農業協同組合等の農業用排水施設等管理規程の変更又は廃止の認可	土地改良法第96条(第57条の2第3項準用)(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 技術係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
農業委員会に対する交換分合計画作成の指示の請求	土地改良法第97条第5項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班交換分合係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
土地改良区が定めた交換分合計画の認可	土地改良法第99条第1項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班交換分合係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
農業協同組合等が定めた交換分合計画の認可	土地改良法第100条第1項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班交換分合係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
農用地の形質変更の許可	土地改良法第109条(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班交換分合係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
農業委員会に対する交換分合計画作成の指示の請求	土地改良法第111条(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班交換分合係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
土地改良区が定めた交換分合計画の認可	土地改良法第111条(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班交換分合係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
農業協同組合等が定めた交換分合計画の認可	土地改良法第111条(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班交換分合係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
農用地等の形質変更等の許可	土地改良法第111条(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班交換分合係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
土地改良事業団体連合会の設立の認可	土地改良法第111条の13第1項	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
議決による土地改良事業団体連合会の解散の届出	土地改良法第111条の22第3項	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
土地改良事業団体連合会の清算人の就任又は退任に係る氏名及び住所の届出	土地改良法第111条の23(第68条第4項準用)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
土地改良事業団体連合会の清算人の氏名及び住所の変更の届出	土地改良法第111条の23(第68条第4項準用)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
土地改良事業団体連合会の清算終了の届出	土地改良法第111条の23(第71条の2準用)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
土地改良事業の着手又は完了の届出	土地改良法第113条の2第1項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課団体指導・利用調整班 団体指導係	【電話】03-3502-6006 【FAX】03-3501-4950
土地改良事業の実施中における土地の形質変更等の許可	土地改良法第122条第2項(第124条)	農村振興局 整備部 土地改良企画課総務班企画係	【電話】03-6744-2187 【FAX】03-3501-4950
権利変動の通知	土地改良法第131条	農村振興局 整備部 土地改良企画課農地集団化班換地係	【電話】03-6744-2192 【FAX】03-3501-4950
土地改良財産の管理状況の報告	土地改良法施行令第64条、第69条	農村振興局 整備部 水資源課 施設保安全管理室 企画業務班 財産管理係	【電話】03-3591-7073 【FAX】03-5521-1399
地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の承認	地すべり防止法第11条第1項	農村振興局 整備部 防災課・法令係	【電話】03-3502-6361 【FAX】03-3592-1987
地すべり防止区域内における工事等の許可	地すべり等防止法第18条第1項	農村振興局 整備部 防災課・法令係	【電話】03-3502-6361 【FAX】03-3592-1987
海岸保全区域の占用の許可	海岸法第7条第1項	農村振興局 整備部 防災課・法令係	【電話】03-3502-6361 【FAX】03-3592-1987
海岸保全区域内の制限行為の許可	海岸法第8条第1項	農村振興局 整備部 防災課・法令係	【電話】03-3502-6361 【FAX】03-3592-1987
海岸管理者以外の者の施行する工事の承認	海岸法第13条第1項	農村振興局 整備部 防災課・法令係	【電話】03-3502-6361 【FAX】03-3592-1987

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
事業の公益性・緊急性認定申請、裁定の申請	農山漁村電気導入促進法第9条第2項	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課 調査係	【電話】03-3503-6005 【FAX】03-3592-1482
登録実施機関の登録	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第18条	農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 グリーン・ツーリズム班	【電話】03-3502-0030 【FAX】03-3595-6340
登録実施機関の登録の更新	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第21条第1項	農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 グリーン・ツーリズム班	【電話】03-3502-0030 【FAX】03-3595-6341
登録実施機関からの報告	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第36条第1項	農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 グリーン・ツーリズム班	【電話】03-3502-0030 【FAX】03-3595-6342
国土調査の成果の認証の請求	国土調査法第19条第1項	農村振興局 農村政策部 農村計画課企画第1係	【電話】03-6744-2203 【FAX】03-3501-9580
国土調査の成果としての認証の申請	国土調査法第19条第5項	農村振興局 農村政策部 農村計画課企画第1係  農村振興局 整備部 土地改良企画課調査係	【電話】03-6744-2203 【FAX】03-3501-9580  【電話】03-6744-2193 【FAX】03-3501-4950
交換分合計画の認可	独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第3項	農村振興局 整備部 農村整備官 (農村振興局 整備部 農地資源課 特定地域第1係)	【電話】03-6744-2207
災害復旧事業計画の認可	独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第3項	農村振興局 整備部 農村整備官 (農村振興局 整備部 農地資源課 特定地域第1係)	【電話】03-6744-2207
農地保有合理化法人の配分の申請	土地改良法第94条の8の2第2項・3項(第124条)	農村振興局 整備部 農地資源課 保全対策第2係	【電話】03-3502-6256
鉱工業技術研究組合の設立認可	鉱工業技術研究組合法第8条第1項	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 産学連携調整第1係	【電話】03-3502-5530 【FAX】03-3593-2209

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
鉱工業技術研究組合の規約の設定、変更、廃止の届出	鉱工業技術研究組合法第11条第2項	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 産学連携調整第1係	【電話】03-3502-5530 【FAX】03-3593-2209
鉱工業技術研究組合の役員変更の届出	鉱工業技術研究組合法第16条(中小企業等協同組合法第35条の2準用)	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 産学連携調整第1係	【電話】03-3502-5530 【FAX】03-3593-2209
鉱工業技術研究組合の臨時総会召集の承認(役員改選関係)	鉱工業技術研究組合法第16条(中小企業等協同組合法第42条第5項又は第6項が準用する同法第48条を準用)	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 産学連携調整第1係	【電話】03-3502-5530 【FAX】03-3593-2209
鉱工業技術研究組合の臨時総会召集の承認	鉱工業技術研究組合法第16条(中小企業等協同組合法第48条準用)	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 産学連携調整第1係	【電話】03-3502-5530 【FAX】03-3593-2209
鉱工業技術研究組合の合併認可	鉱工業技術研究組合法第16条(中小企業等協同組合法第66条第1項準用)	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 産学連携調整第1係	【電話】03-3502-5530 【FAX】03-3593-2209
鉱工業技術研究組合に対する不服の申出	鉱工業技術研究組合法第16条(中小企業等協同組合法第104条第1項準用)	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 産学連携調整第1係	【電話】03-3502-5530 【FAX】03-3593-2209
鉱工業技術研究組合に対する検査の請求	鉱工業技術研究組合法第16条(中小企業等協同組合法第105条第1項準用)	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 産学連携調整第1係	【電話】03-3502-5530 【FAX】03-3593-2209
国有施設減額使用の申請	農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則第3条第1項	農林水産技術会議事務局 技術政策課 企画第2係	【電話】03-3501-4609 【FAX】03-3507-8794
国有施設減額使用の認定	農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則第3条第2項	農林水産技術会議事務局 技術政策課 企画第2係	【電話】03-3501-4609 【FAX】03-3507-8794
国有地減額使用の申請	農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則第4条第1項	農林水産技術会議事務局 技術政策課 企画第2係	【電話】03-3501-4609 【FAX】03-3507-8794
国有地減額使用の認定	農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則第4条第2項	農林水産技術会議事務局 技術政策課 企画第2係	【電話】03-3501-4609 【FAX】03-3507-8794

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
中核的研究機関の施設減額使用の申請	農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則第6条第1項	農林水産技術会議事務局 技術政策課 企画第2係	【電話】03-3501-4609 【FAX】03-3507-8794
中核的研究機関の施設減額使用の認定	農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則第6条第2項	農林水産技術会議事務局 技術政策課 企画第2係	【電話】03-3501-4609 【FAX】03-3507-8794
中核的研究機関の土地減額使用の申請	農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則第7条第1項	農林水産技術会議事務局 技術政策課 企画第2係	【電話】03-3501-4609 【FAX】03-3507-8794
中核的研究機関の土地減額使用の認定	農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則第7条第2項	農林水産技術会議事務局 技術政策課 企画第2係	【電話】03-3501-4609 【FAX】03-3507-8794
試験研究林の指定	森林法第10条の4	林野庁 森林整備部 計画課 森林計画指導班 森林計画指導第1係	【電話】03-6744-2300 【FAX】03-3593-9565
認定森林所有者が死亡し、合併により解散し又は分割した場合の包括承継人の届出	森林法第17条第2項	林野庁 森林整備部 計画課 森林計画指導班 施工企画係	【電話】03-6744-2300 【FAX】03-3593-9565
保管事業を行う森林組合の倉庫証券発行の許可	森林組合法第15条第1項	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
森林組合連合会が定める監査規程の承認	森林組合法第102条第1項	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
森林組合連合会が定める監査規程の変更又は廃止の承認	森林組合法第102条第1項	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
森林組合連合会の解散の決議の認可	森林組合法第108条の2第2項	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
森林組合連合会の解散の認可に関する証明の請求	森林組合法第108条の2第3項において準用する同法第80条第2項	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
森林組合連合会の解散の届出	森林組合法第108条の2第5項	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
保管事業を行う森林組連合会の倉荷証券発行の許可	森林組合法第109条第1項で準用する同法第15条第1項	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
森林組合連合会が定める共済規程の承認	森林組合法第109条第1項で準用する同法第19条第1項	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
森林組合連合会が定める共済規程の変更又は廃止の承認	森林組合法第109条第1項で準用する同法第19条第3項	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
森林組合連合会が定める林地処分事業実施規程の承認	森林組合法第109条第1項で準用する同法第24条第1項	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
森林組合連合会が定める林地処分事業実施規程の変更又は廃止の承認	森林組合法第109条第1項で準用する同法第24条第3項	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
森林組合連合会の定款変更の認可に関する証明の請求	森林組合法第109条第3項で準用する同法第61条第3項で準用する同法第80条第2項	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
森林組合連合会の設立の認可	森林組合法第109条第4項で準用する同法第78条第1項	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
森林組合連合会の設立の認可に関する証明の請求	森林組合法第109条第4項で準用する同法第80条第2項	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
森林組合連合会の合併の認可	森林組合法第109条第5項(同法第84条第2項準用)	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
森林組合連合会の合併の認可に関する証明の請求	森林組合法第109条第5項で準用する同法第84条第3項で準用する同法第80条第2項	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
共済掛金積立金計算の方式をチルメル式とする ことの承認	森林組合法施行規則第5条第3項第1号<森林組合法>	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
共済事業に係る財産の運用方法の承認	森林組合法施行規則第6条第1項第9号<森林組合法>	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
共済事業を行う森林組合連合会の運用する財産の 額の特例の承認	森林組合法施行規則第6条第3項<森林組合法>	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
全国森林組合連合会が行う森林組合監査士の資格 試験の課目、方法、受験資格の承認	森林組合法施行規則第107条第3項<森林組合法>	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
損失補償の申請	森林病虫害等防除法第8条第3項	林野庁 森林整備部 研究・保全課 森林保護対策 室 保護企画班 企画係	【電話】03-3502-1063 【FAX】03-3502-2104
国土緑化推進機構として指定されるための申請手続 き	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第13 条	林野庁 森林整備部 研究・保全課 森林保全推進 室 緑化推進班 緑化企画係	【電話】03-3502-8243 【FAX】03-3502-2887
国土緑化推進機構の名称、住所又は事務所所在地 の変更の届出	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第15 条で準用する同法第5条第3項	林野庁 森林整備部 研究・保全課 森林保全推進 室 緑化推進班 緑化企画係	【電話】03-3502-8243 【FAX】03-3502-2887
森林施業計画の変更の認定	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第 1項	林野庁 森林整備部 計画課 森林計画指導班 施 工企画係	【電話】03-6744-2300 【FAX】03-3593-9565
木材安定供給確保支援法人の指定	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第17条第 1項	林野庁 林政部 木材利用課 需給情報班	【電話】03-6744-2299 【FAX】03-3502-0305
木材安定供給確保支援法人の名称、住所又は事務 所の所在地の変更届け出	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第17条第 3項	林野庁 林政部 木材利用課 需給情報班	【電話】03-6744-2299 【FAX】03-3502-0305
木材安定供給確保支援法人の債務保証業務の一部 委託の認可	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第19条第 1項	林野庁 林政部 木材利用課 需給情報班	【電話】03-6744-2299 【FAX】03-3502-0305

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
木材安定供給確保支援法人の債務保証業務に係る業務規程の認可	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第20条第1項前段	林野庁 林政部 木材利用課 需給情報班	【電話】03-6744-2299 【FAX】03-3502-0305
木材安定供給確保支援法人の債務保証業務に係る業務規程の変更の認可	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第20条第1項後段	林野庁 林政部 木材利用課 需給情報班	【電話】03-6744-2299 【FAX】03-3502-0305
木材安定供給確保支援法人の事業計画及び収支予算の変更の認可	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第21条第1項後段	林野庁 林政部 木材利用課 需給情報班	【電話】03-6744-2299 【FAX】03-3502-0305
国有林野の管理に関する業務を行わせる者(指定調査機関)の事業報告書等の提出	国有林野の管理経営に関する法律第6条の10第2項	林野庁 国有林野部 業務課 販売班 収穫係	【電話】03-3593-1675 【FAX】03-3502-8053
国有林野の管理に関する業務を行わせる者(指定調査機関)の業務の休廃止の許可	国有林野の管理経営に関する法律第6条の14	林野庁 国有林野部 業務課 販売班 収穫係	【電話】03-3593-1675 【FAX】03-3502-8053
国有林野の借受地に係る境界標、標識の設置義務の例外の承認	国有林野の管理経営に関する法律施行規則第16条<国有林野の管理経営に関する法律>	林野庁 国有林野部 業務課 地域振興・分収林班 地元施設係	【電話】03-3502-8383 【FAX】03-3502-8054
国有林野の借受人等による当該借受地に係る被害発生等の届出	国有林野の管理経営に関する法律施行規則第17条<国有林野の管理経営に関する法律>	林野庁 国有林野部 業務課 地域振興・分収林班 地元施設係	【電話】03-3502-8383 【FAX】03-3502-8054
国有林野の買受人が当該買受地を引渡前に使用する場合の承認	国有林野の管理経営に関する法律施行規則第27条<国有林野の管理経営に関する法律>	林野庁 国有林野部 業務課 土地活用班 土地利用計画係	【電話】03-6744-2328 【FAX】03-3502-8053
譲与等の申請書の林野庁長官等への提出及び承認書等の申請者への送付	国有林野事業特別会計の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第12条、第13条	林野庁 国有林野部 管理課 給与用度係	【電話】03-3502-8280 【FAX】03-5502-7655
貸付品の亡失の報告書の林野庁長官等への提出	国有林野事業特別会計の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第6条	林野庁 国有林野部 管理課 給与用度係	【電話】03-3502-8280 【FAX】03-5502-7655
無償貸付等の申請書の林野庁長官等への提出及び承認書等の申請者への送付	国有林野事業特別会計の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第7条、第8条	林野庁 国有林野部 管理課 給与用度係	【電話】03-3502-8280 【FAX】03-5502-7655

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
倉荷証券発行の許可を受けた森林組合及び森林組合連合会の事業計画変更等の届出書の提出	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令第2条第1項<森林組合法>	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
倉荷証券発行の許可を受けた森林組合及び森林組合会定期報告書の提出	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令第3条<森林組合法>	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
倉荷証券発行の許可を受けた森林組合及び森林組合連合会の臨時報告書の提出	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令第4条第1項<森林組合法>	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
倉荷証券発行の許可を受けた森林組合又は森林組合連合会が合併する場合の倉荷証券発行の許可承継の届出書の提出	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令第6条第1項<森林組合法>	林野庁 林政部 経営課 総務班 総括係	【電話】03-3502-8048 【FAX】03-3502-1649
地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の承認	地すべり等防止法第11条第1項	林野庁 森林整備部 治山課 地すべり係	【電話】03-3502-8208 【FAX】03-3503-6499
国有林野の立木の買受者が極印を滅失、き損した場合の届出	国有林野の産物売払規程第13条第2項<会計法>	林野庁 国有林野部 業務課 販売班 販売係	【電話】03-3593-1675 【FAX】03-3502-8053
国有林野の産物の買受人が当該産物の引渡前に処分する場合の承認	国有林野の産物売払規程第15条<会計法>	林野庁 国有林野部 業務課 販売班 販売係	【電話】03-3593-1675 【FAX】03-3502-8053
国有林野の産物の買受人が当該産物の搬出等に必要設備の設置の申し出、原状回復義務の例外的承認	国有林野の産物売払規程第53条<会計法>	林野庁 国有林野部 業務課 販売班 販売係	【電話】03-3593-1675 【FAX】03-3502-8053
特別母樹(林)の伐採の許可	林業種苗法第7条第1項	林野庁 森林整備部 研究・保全課 森林保全推進室 緑化資材班 種苗係	【電話】03-3502-8243 【FAX】03-3502-2887
特別母樹(林)の伐採の届出	林業種苗法第7条第2項	林野庁 森林整備部 研究・保全課 森林保全推進室 緑化資材班 種苗係	【電話】03-3502-8243 【FAX】03-3502-2887

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
特別母樹(林)からの採取に係る種苗の証明	林業種苗法第20条第1項	林野庁 森林整備部 研究・保全課 森林保全推進室 緑化資材班 種苗係	【電話】03-3502-8243 【FAX】03-3502-2887
特定区画漁業権(継続)の共有請求認可	漁業法第14条第4項及び第136条	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 沿岸調整班	【電話】03-3502-8476 【FAX】03-3501-1019
特定区画漁業権(新規)の共有請求認可	漁業法第14条第7項及び第136条	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 沿岸調整班	【電話】03-3502-8476 【FAX】03-3501-1019
共同漁業権の共有請求の認可	漁業法第14条第10項及び第136条	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 沿岸調整班	【電話】03-3502-8476 【FAX】03-3501-1019
定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可	漁業法第24条第2項及び第136条	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 沿岸調整班	【電話】03-3502-8476 【FAX】03-3501-1019
定置漁業権及び区画漁業権の移転の認可	漁業法第26条第1項及び第136条	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 沿岸調整班	【電話】03-3502-8476 【FAX】03-3501-1019
相続又は法人の合併若しくは分割による定置漁業権又は区画漁業権の取得の届出	漁業法第27条第1項及び第136条	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 沿岸調整班	【電話】03-3502-8476 【FAX】03-3501-1019
休業の届出	漁業法第35条及び第136条	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 沿岸調整班	【電話】03-3502-8476 【FAX】03-3501-1019
漁業権行使停止中の漁業の許可	漁業法第36条第4項及び第136条	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 沿岸調整班	【電話】03-3502-8476 【FAX】03-3501-1019
漁業権、これを目的とする先取特権、抵当権及び入漁権の設定、保存、移転、変更、消滅及び処分の制限等の登録	漁業法第50条第1項及び第136条	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 沿岸調整班	【電話】03-3502-8476 【FAX】03-3501-1019
休業の届出	漁業法63条で準用する第35条	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 指定漁業第1班 第2班	【電話】03-5510-3307(指定漁業第1班) 03-6744-2363(指定漁業第2班) 【FAX】03-3501-1019

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
遊漁規則制定の認可	漁業法第129条第1項及び第136条	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 遊漁調整班	【電話】03-3502-7768 【FAX】03-3501-1019
遊漁規則変更の認可	漁業法第129条第3項及び第136条	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 遊漁調整班	【電話】03-3502-7768 【FAX】03-3501-1019
公示に係る許可等の申請者の地位の承継の届出	漁業法施行令第1条の9	水産庁 資源管理部 遠洋課	【電話】03-3502-8478 【FAX】03-3591-5824
保護水面区域での工事の施行の許可	水産資源保護法第18条第1項	水産庁 増殖推進部 栽培養殖課 ①栽培業務係 ②内水面増殖係	【電話】①03-6744-2385 ②03-3502-8489 【FAX】03-6744-2386
センターが受益者に費用負担させる際の承認	水産資源保護法第21条	水産庁 増殖推進部 研究指導課	【電話】03-3502-8482 【FAX】03-3591-5314
水産動植物の種苗の採捕・生産事業廃止の届出	水産資源保護法第27条	水産庁 増殖推進部 栽培養殖課 養殖指導係	【電話】03-3502-8489 【FAX】03-6744-2386
特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定の認定	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第13条第1項	水産庁 資源管理部 管理課 資源管理推進室 TAC班 資源計画係	【電話】03-5510-3303 【FAX】03-5510-3397
認定協定への参加のあっせん申請	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第15条第1項	水産庁 資源管理部 管理課 資源管理推進室 TAC班 資源計画係	【電話】03-5510-3303 【FAX】03-5510-3397
認定協定の変更の認定	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令第5条第1項<海洋生物資源の保存及び管理に関する法律>	水産庁 資源管理部 管理課 資源管理推進室 TAC班 資源計画係	【電話】03-5510-3303 【FAX】03-5510-3397
認定協定の廃止の届出	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令第5条第4項<海洋生物資源の保存及び管理に関する法律>	水産庁 資源管理部 管理課 資源管理推進室 TAC班 資源計画係	【電話】03-5510-3303 【FAX】03-5510-3397
外国漁船の本邦水域での漁獲物等の転載等の許可	外国人漁業の規制に関する法律施行令第3条第2号<外国人漁業の規制に関する法律>	水産庁 資源管理部 管理課 操業調整班	【電話】03-3501-3880 【FAX】03-3502-0794

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
外国漁船以外の船舶の本邦水域での漁獲物等の積込みの許可	外国人漁業の規制に関する法律施行令第3条第2号<外国人漁業の規制に関する法律>	水産庁 資源管理部 管理課 操業調整班	【電話】03-3501-3880 【FAX】03-3502-0794
外国漁船以外の船舶の本邦港での漁獲物等の陸揚げ等の許可	外国人漁業の規制に関する法律施行令第3条第2号<外国人漁業の規制に関する法律>	水産庁 資源管理部 管理課 操業調整班	【電話】03-3501-3880 【FAX】03-3502-0794
資源管理協定の認定	海洋水産資源開発促進法第13条第1項	水産庁 資源管理部 管理課 資源管理推進室 管理型漁業推進班 指導係	【電話】03-3502-0198 【FAX】03-5510-3397
認定資源管理協定への参加のあっせん	海洋水産資源開発促進法第15条第1項	水産庁 資源管理部 管理課 資源管理推進室 管理型漁業推進班 指導係	【電話】03-3502-0198 【FAX】03-5510-3398
認定資源管理協定の変更の認定	海洋水産資源開発促進法施行令第9条第1項<海洋水産資源開発促進法>	水産庁 資源管理部 管理課 資源管理推進室 管理型漁業推進班 指導係	【電話】03-3502-0198 【FAX】03-5510-3399
認定資源管理協定の廃止の届出	海洋水産資源開発促進法施行令第9条第4項<海洋水産資源開発促進法>	水産庁 資源管理部 管理課 資源管理推進室 管理型漁業推進班 指導係	【電話】03-3502-0198 【FAX】03-5510-3400
再建計画の認定	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第5条	水産庁 漁政部 水産経営課 金融第2班 特別金融係	【電話】03-6744-2346 【FAX】03-3591-1180
経営改善計画変更の認定	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令第3条	水産庁 漁政部 水産経営課 企画調整班 企画調整係	【電話】03-3502-8418 【FAX】03-3591-1180
再建計画変更の認定	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令第5条	水産庁 漁政部 水産経営課 金融第2班 特別金融係	【電話】03-6744-2346 【FAX】03-3591-1180
整備計画変更の認定	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令第9条	水産庁 漁政部 企画課 水産業体質強化推進室 整備班 整備企画係	【電話】03-6744-2341 【FAX】03-3501-5097
資源管理規程の設定の認可	水産業協同組合法第11条の2第1項前段	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
資源管理規程の変更の認可	水産業協同組合法第11条の2第1項後段	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用事業規程の認可	水産業協同組合法第11条の4第1項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用事業規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第11条の4第3項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
地方公共団体等に対する貸付の最高限度の認可	水産業協同組合法第11条の5	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用供与等限度額を超える信用供与等の特例の承認	水産業協同組合法第11条の11第1項ただし書	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第1係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
合算信用供与等限度額を超える合算信用供与等の特例の承認	水産業協同組合法第11条の11第2項後段(第11条の11第1項ただし書準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第1係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
特定関係者との取引の承認	水産業協同組合法第11条の12ただし書	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
倉荷証券発行の許可	水産業協同組合法第12条第1項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
共済規程設定の認可	水産業協同組合法第15条の2第1項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 事業係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
共済規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第15条の2第2項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 事業係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
第17条第1項の条件を欠く場合の届出	水産業協同組合法第17条第4項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
基準株式等を超える株式等の取得, 所有に係る承認	水産業協同組合法第17条の15第2項ただし書	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
役員の兼職又は兼業の特例の認可	水産業協同組合法第34条の5第1項ただし書	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
定款の軽微な事項等に係る変更の届出	水産業協同組合法第48条第4項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可	水産業協同組合法第54条の2第3項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第1係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用事業の全部の譲渡の届出	水産業協同組合法第54条の2第7項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第1係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出	水産業協同組合法第54条の4第4項(第54条の2第7項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 事業係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
業務報告書の提出	水産業協同組合法第58条の2第1項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
連結業務報告書の提出	水産業協同組合法第58条の2第2項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
設立の認可	水産業協同組合法第63条第1項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
解散の決議の認可	水産業協同組合法第68条第2項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
解散の届出	水産業協同組合法第68条第5項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
合併の認可	水産業協同組合法第69条第2項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
監査規程の認可	水産業協同組合法第87条の2第1項前段	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
認可対象会社を子会社とする場合の認可	水産業協同組合法第87条の3第4項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
認可対象会社を引き続き保有することに係る認可	水産業協同組合法第87条の3第5項ただし書	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
子会社対象会社を認可対象会社に変更する場合の認可	水産業協同組合法第87条の3第6項(第87条の3第4項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
基準株式等を超える株式等の取得, 所有に係る承認	水産業協同組合法第87条の4第2項(第17条の15第2項ただし書準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
解散の決議の認可	水産業協同組合法第91条第2項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
解散の届出	水産業協同組合法第91条第5項	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
権利義務の包括承継の認可	水産業協同組合法第91条の2第2項(第69条第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
資源管理規程の設定の認可	水産業協同組合法第92条第1項(第11条の2第1項前段準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
資源管理規程の変更の認可	水産業協同組合法第92条第1項(第11条の2第1項後段準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
信用事業規程の認可	水産業協同組合法第92条第1項(第11条の4第1項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用事業規定の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第92条第1項(第11条の4第3項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
地方公共団体等に対する貸付の最高限度の認可	水産業協同組合法第92条第1項(第11条の5準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
合算信用供与等限度額を超える合算信用供与等の特例の承認	水産業協同組合法第92条第1項(第11条の11第2項後段(第11条の11第1項ただし書準用)準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第1係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
特定関係者との取引の承認	水産業協同組合法第92条第1項(第11条の12ただし書準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
倉荷証券発行の許可	水産業協同組合法第92条第1項(第12条第1項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
役員の兼職又は兼業の特例の認可	水産業協同組合法第92条第3項(第34条の5第1項ただし書準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
定款の軽微な事項等に係る変更の届出	水産業協同組合法第92条第3項(第48条第4項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用事業の全部の譲渡の届出	水産業協同組合法第92条第3項(第54条の2第7項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第1係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
設立の認可	水産業協同組合法第92条第4項(第63条第1項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
合併の認可	水産業協同組合法第92条第5項(第69条第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
信用事業規程の認可	水産業協同組合法第96条第1項(第11条の4第1項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用事業規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第96条第1項(第11条の4第3項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用事業規程の軽微な変更の届出	水産業協同組合法第96条第1項(第11条の4第4項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可	水産業協同組合法第96条第1項(第11条の5準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用供与等限度額を超える信用供与等の特例の承認	水産業協同組合法第96条第1項(第11条の11第1項ただし書準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第1係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
合算信用供与等限度額を超える合算信用供与等の特例の承認	水産業協同組合法第96条第1項(第11条の11第2項後段(第11条の11第1項ただし書準用)準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第1係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
特定関係者との取引の承認	水産業協同組合法第96条第1項(第11条の12第ただし書準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
倉荷証券発行の許可	水産業協同組合法第96条第1項(第12条第1項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
共済規程設定の認可	水産業協同組合法第96条第1項(第15条の2第1項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 事業係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
共済規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第96条第1項(第15条の2第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 事業係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
基準株式等を超える株式等の取得, 所有に係る承認	水産業協同組合法第96条第1項(第17条の15第2項ただし書準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
役員の新職又は兼業の特例の認可	水産業協同組合法第96条第3項(第34条の5第1項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
定款変更の認可	水産業協同組合法第96条第3項(第48条第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
定款の軽微な事項等に係る変更の届出	水産業協同組合法第96条第3項(第48条第4項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可	水産業協同組合法第96条第3項(第54条の2第3項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第1係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用事業の全部の譲渡の届出	水産業協同組合法第96条第3項(第54条の2第7項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第1係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出	水産業協同組合法第96条第3項(第54条の4第4項(第54条の2第7項準用)準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 事業係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
業務報告書の提出	水産業協同組合法第96条第3項(第58条の2第1項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
連結業務報告書の提出	水産業協同組合法第96条第3項(第58条の2第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
設立の認可	水産業協同組合法第96条第4項(第63条第1項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
解散の決議の認可	水産業協同組合法第96条第5項(第68条第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
解散の届出	水産業協同組合法第96条第5項(第68条第5項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
合併の認可	水産業協同組合法第96条第5項(第69条第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用事業規程の認可	水産業協同組合法第100条第1項(第11条の4第1項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
水産加工業協同組合連合会の信用事業規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第100条第1項(第11条の4第3項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用事業規程の軽微な変更の届出	水産業協同組合法第100条第1項(第11条の4第4項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可	水産業協同組合法第100条第1項(第11条の5準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用供与等限度額を超える信用供与等の特例の承認	水産業協同組合法第100条第1項(第11条の11第1項ただし書準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第1係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
合算信用供与等限度額を超える合算信用供与等の特例の承認	水産業協同組合法第100条第1項(第11条の11第2項後段(第11条の11第1項ただし書準用)準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第1係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
特定関係者との取引の承認	水産業協同組合法第100条第1項(第11条の12ただし書準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
倉荷証券発行の許可	水産業協同組合法第100条第1項(第12条第1項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
監査規程の認可	水産業協同組合法第100条第1項(第87条の2第1項前段準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
監査規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第100条第1項(第87条の2第1項後段準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
認可対象会社を子会社とする場合の認可	水産業協同組合法第100条第1項(第87条の3第4項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
水産加工業協同組合連合会の子会社対象会社を認可対象会社に変更する場合の認可	水産業協同組合法第100条第1項(第87条の3第6項(第87条の3第4項準用)準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
認可対象会社を引き続き保有することに係る認可	水産業協同組合法第100条第1項(第87条の3第5項ただし書準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
基準株式等を超える株式等の取得, 所有に係る承認	水産業協同組合法第100条第1項(第87条の4第2項(第17条の15第2項ただし書準用)準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
役員等の兼職又は兼業の特例の認可	水産業協同組合法第100条第3項(第34条の5第1項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
定款の軽微な事項等に係る変更の届出	水産業協同組合法第100条第3項(第48条第4項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用事業の全部の譲渡の届出	水産業協同組合法第100条第3項(第54条の2第7項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第1係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
業務報告書の提出	水産業協同組合法第100条第3項(第58条の2第1項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
連結業務報告書の提出	水産業協同組合法第100条第3項(第58条の2第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可	水産業協同組合法第100条第3項(第54条の2第3項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第1係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
設立の認可	水産業協同組合法第100条第4項(第63条第1項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
合併の認可	水産業協同組合法第100条第5項(第69条第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
解散の決議の認可	水産業協同組合法第100条第5項(第91条第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
解散の届出	水産業協同組合法第100条第5項(第91条第5項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
権利義務の包括承継の認可	水産業協同組合法第100条第5項(第91条の2第2項における第69条第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
共済規程設定の認可	水産業協同組合法第100条の8第1項(第15条の2第1項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 事業係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
共済水産業協同組合連合会の定款の軽微な事項等に係る変更の届出	水産業協同組合法第100条の8第3項(第48条第4項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 事業係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
設立の認可	水産業協同組合法第100条の8第4項(第63条第1項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 事業係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
解散の決議の認可	水産業協同組合法第100条の8第5項(第68条第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 事業係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
解散の届出	水産業協同組合法第100条の8第5項(第68条第5項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 事業係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
合併の認可	水産業協同組合法第100条の8第5項(第69条第2項準用)	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
資源管理規程の廃止の届出	水産業協同組合法施行令第3条第3項<水産業協同組合法>	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
共済水産業協同組合連合会の財産運用方法の承認	水産業協同組合法施行規則第70条第1項第12号<水産業協同組合法>	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 事業係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
運用財産額の制限を超える承認	水産業協同組合法施行規則第70条第2項又は第3項<水産業協同組合法>	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
事業計画変更等の届出書の提出	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令第2条第1項<水産業協同組合法>	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
定期報告書の提出	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令第3条<水産業協同組合法>	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
臨時報告書の提出	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令第4条<水産業協同組合法>	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
倉荷証券発行の許可承継の届出書の提出	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令第6条<水産業協同組合法>	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
業務報告書の提出遅延に係る事前承認	水産業協同組合法施行規則第205条7項 <水産業協同組合法>	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第1班 指導係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
縦覧書類の縦覧遅延に係る事前承認	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第49条第2項<水産業協同組合法>	水産庁 漁政部 水産経営課 指導第2班 経営第2係	【電話】03-3502-8416 【FAX】03-3591-1180
設立の認可	中小漁業融資保証法第50条	水産庁 漁政部 水産経営課 金融第2班 保証保険第2係	【電話】03-6744-2346 【FAX】03-3591-1180
解散の決議の認可	中小漁業融資保証法第53条第2項	水産庁 漁政部 水産経営課 金融第2班 保証保険第2係	【電話】03-6744-2346 【FAX】03-3591-1180
合併の認可	中小漁業融資保証法第54条第2項	水産庁 漁政部 水産経営課 金融第2班 保証保険第2係	【電話】03-6744-2346 【FAX】03-3591-1180

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
指定認定機関の指定	漁船法第29条	水産庁 資源管理部 管理課 漁船管理班	【電話】03-6744-2360 【FAX】03-3502-0794
指定認定機関の名称若しくは住所又は認定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出	漁船法第32条第2項	水産庁 資源管理部 管理課 漁船管理班	【電話】03-6744-2360 【FAX】03-3502-0794
指定認定機関の指定の更新	漁船法第33条第2項	水産庁 資源管理部 管理課 漁船管理班	【電話】03-6744-2360 【FAX】03-3502-0794
指定認定機関の業務規程の認可	漁船法第37条第1項	水産庁 資源管理部 管理課 漁船管理班	【電話】03-6744-2360 【FAX】03-3502-0794
指定認定機関の業務の休廃止の届出	漁船法第40条第1項	水産庁 資源管理部 管理課 漁船管理班	【電話】03-6744-2360 【FAX】03-3502-0794
動力漁船の性能の基準第4項の規定にかかる特別承認	動力漁船の性能の基準第4項(漁船法)	水産庁 資源管理部 管理課 漁船管理班	【電話】03-6744-2360 【FAX】03-3502-0794
漁港区域の認可	漁港漁場整備法第6条第7項	水産庁 漁港漁場整備部 計画課	【電話】03-3502-8492 【FAX】03-3581-0326
水産業協同組合が行う特定漁港漁場整備事業の施行許可等	漁港漁場整備法第18条第1項及び第4項	水産庁 漁港漁場整備部 計画課	【電話】03-3502-8492 【FAX】03-3581-0326
水産業協同組合が行う特定漁港漁場整備事業の廃止等の許可	漁港漁場整備法第18条第8項	水産庁 漁港漁場整備部 計画課	【電話】03-3502-8492 【FAX】03-3581-0326
水産業協同組合が行う特定第3種漁港の施行の許可	漁港漁場整備法第19条の3第4項	水産庁 漁港漁場整備部 整備課 設計班	【電話】03-6744-2390 【FAX】03-3502-2668
特定漁港漁場整備事業の施行の許可に係る権利譲渡の認可	漁港漁場整備法第21条第1項	水産庁 漁港漁場整備部 計画課	【電話】03-3502-8492 【FAX】03-3581-0326

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
特定漁港漁場整備事業の施行の委託の許可	漁港漁場整備法第21条第2項	水産庁 漁港漁場整備部 計画課	【電話】03-3502-8492 【FAX】03-3581-0326
漁港施設とみなされる施設の指定の認可	漁港漁場整備法第40条第1項	水産庁 漁港漁場整備部 計画課	【電話】03-3502-8492 【FAX】03-3581-0326
設立の認可の申請	輸出水産業の振興に関する法律第13条第2項	水産庁 漁政部 加工流通課 国際経済係	【電話】03-3501-1961 【FAX】03-3591-6867
定款の変更の認可の申請	輸出水産業の振興に関する法律第15条	水産庁 漁政部 加工流通課 国際経済係	【電話】03-3501-1961 【FAX】03-3591-6867
主原料の購入事業の認可の申請	輸出水産業の振興に関する法律第18条前段	水産庁 漁政部 加工流通課 国際経済係	【電話】03-3501-1961 【FAX】03-3591-6867
主原料の購入事業に関する書類の記載事項の変更の認可の申請	輸出水産業の振興に関する法律第18条後段	水産庁 漁政部 加工流通課 国際経済係	【電話】03-3501-1961 【FAX】03-3591-6867
役員の変更の届出	輸出水産業の振興に関する法律第20条において準用する中小企業等協同組合法第35条の2	水産庁 漁政部 加工流通課 国際経済係	【電話】03-3501-1961 【FAX】03-3591-6867
臨時総会の招集の承認の申請	輸出水産業の振興に関する法律第20条において準用する中小企業等協同組合法第48条	水産庁 漁政部 加工流通課 国際経済係	【電話】03-3501-1961 【FAX】03-3591-6867
組合の解散の届出	輸出水産業の振興に関する法律第20条において準用する中小企業等協同組合法第62条第2項	水産庁 漁政部 加工流通課 国際経済係	【電話】03-3501-1961 【FAX】03-3591-6867
不服の申出	輸出水産業の振興に関する法律第20条において準用する中小企業等協同組合法第104条第1項	水産庁 漁政部 加工流通課 国際経済係	【電話】03-3501-1961 【FAX】03-3591-6867
決算関係書類の提出	輸出水産業の振興に関する法律第20条において準用する中小企業等協同組合法第105条の2	水産庁 漁政部 加工流通課 国際経済係	【電話】03-3501-1961 【FAX】03-3591-6867

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
組合地区に係る区域の承認	漁業災害補償法第7条第1項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
組合の業務の執行に係る監事の報告	漁業災害補償法第37条において準用する民法第59条第3号	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
組合の設立の認可	漁業災害補償法第46条	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
組合の解散の決議の認可	漁業災害補償法第50条第2項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
組合の解散の届出	漁業災害補償法第50条第5項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
組合の清算終了の届出	漁業災害補償法第61条において準用する民法第83条	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
連合会の業務の執行に係る監事の報告	漁業災害補償法第67条第2項において準用する民法第59条第3号の規定を準用する第37条	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
連合会の設立の認可	漁業災害補償法第67条第3項において準用する第46条	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
連合会の解散の決議の認可	漁業災害補償法第67条第4項において準用する第50条第2項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
連合会の解散の届出	漁業災害補償法第67条第4項において準用する第50条第5項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
連合会の清算終了の届出	漁業災害補償法第67条第4項において準用する民法第83条の規定を準用する第61条	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
連合会と組合の合併の認可	漁業災害補償法第67条の3において準用する第51条第2項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
組合の地域共済事業に係る共済規程の設定又は変更の認可	漁業災害補償法第196条の14第2項において準用する第40条第2項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
地域再共済事業に係る共済規程の設定又は変更の認可	漁業災害補償法第196条の19において準用する第40条第2項において準用する第196条の14第2項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
連合会の地域共済事業に係る共済規程の設定又は変更の認可	漁業災害補償法第196の20において準用する第40条第2項において準用する第196条の14第2項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班共済企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
漁船保険組合の設立の認可	漁船損害等補償法第17条第1項及び第18条第1項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
漁船保険組合の解散の決議の認可	漁船損害等補償法第50条第3項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
漁船保険組合の解散の届出	漁船損害等補償法第50条第5項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
漁船保険組合の合併の認可	漁船損害等補償法第52条第2項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
漁船保険組合の任意保険約款の変更認可	漁船損害等補償法第143条の5第2項(第44条の2第1項準用)	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
漁船保険組合の定款に関する報告	漁船損害等補償法施行規則第13条<漁船損害等補償法>	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
漁船保険組合の給与保険約款の認可	漁船乗組員給与保険法第4条第2項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
漁船保険組合の給与保険約款の変更認可	漁船乗組員給与保険法第26条第2項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
再保険約款の設定の認可	漁船損害等補償法第133条の2第1項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
再保険約款の変更の認可	漁船損害等補償法第133条の4第1項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
法第138条第2項において準用する法第17条第1項の設立の認可	漁船損害等補償法第138条第2項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
法第138条第4項において準用する法第44条第2項の定款の変更の認可	漁船損害等補償法第138条第4項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
法第138条第5項において準用する法第50条第3項の解散の決議の認可	漁船損害等補償法第138条第5項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
法第138条第5項において準用する法第50条第5項の解散の届出	漁船損害等補償法第138条第5項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
法第143条の15第2項において準用する法第133条の4の任意保険事業に係る再保険約款の設定又は変更の認可	漁船損害等補償法第143条の15第2項	水産庁 漁政部 漁業保険管理官付企画班保険企画係	【電話】03-6744-2355 【FAX】03-3502-0827
らっこの猟獲及びおっとせいの陸上猟獲又はおっとせいの海上猟獲の許可	臘虎膾膾膾猟獲取締法施行規則第1条第3項<臘虎膾膾膾猟獲取締法>	水産庁 資源管理部 遠洋課	【電話】03-3502-8478 【FAX】03-3591-5824
母船式漁業の許可を受けようとする者で現に母船又は独航船等を使用する権利を有しないものの起業の認可	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第4条第1項<漁業法第54条>	水産庁 資源管理部 遠洋課	【電話】03-3502-8478 【FAX】03-3591-5824
母船式漁業の管理人の選任又は変更の届出	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第25条第3項<漁業法>	水産庁 資源管理部 遠洋課	【電話】03-3502-8478 【FAX】03-3591-5824

4月以降、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請ができなくなる農林水産省所管手続一覧

手続名	根拠法令、根拠規定	手続の問い合わせ先	
		担当課・係	電話番号 FAX番号
製造設備等の改造等	指定漁業の許可及び取締等に関する省令第26条<漁業法>	水産庁 資源管理部 遠洋課	【電話】03-3502-8478 【FAX】03-3591-5824
母船式漁業の漁獲物等の輸送の許可	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第27条<漁業法>	水産庁 資源管理部 遠洋課	【電話】03-3502-8478 【FAX】03-3591-5824
漁獲物等の輸送制限	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第27条<漁業法>	水産庁 資源管理部 遠洋課	【電話】03-3502-8478 【FAX】03-3591-5824
大型鯨体処理場使用の許可等	指定漁業の許可及び取締等に関する省令第37条第1項<漁業法>	水産庁 資源管理部 遠洋課	【電話】03-3502-8478 【FAX】03-3591-5824
船名表示記号の届出	指定漁業の許可及び取締等に関する省令第38条第1項<漁業法>	水産庁 資源管理部 遠洋課	【電話】03-3502-8478 【FAX】03-3591-5824
船名表示記号の届出	指定漁業の許可及び取締等に関する省令第50条第1項<漁業法>	水産庁 資源管理部 遠洋課	【電話】03-3502-8478 【FAX】03-3591-5824
航空機搭載の許可	指定漁業の許可及び取締等に関する省令第54条<漁業法>	水産庁 資源管理部 遠洋課	【電話】03-3502-8478 【FAX】03-3591-5824
南緯60度の線以南において、農林水産大臣が別に定めて告示する捕獲禁止鯨の捕獲の許可	指定漁業の許可及び取締等に関する省令第80条<漁業法>	水産庁 資源管理部 遠洋課	【電話】03-3502-8478 【FAX】03-3591-5824
まぐろ漁業を営む者若しくはまぐろの流通若しくは加工の事業を行う者等からの報告の徴収	まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条	水産庁 資源管理部 遠洋課	【電話】03-3502-8478 【FAX】03-3591-5824